社会保障・福祉政策の動向と対応

～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～

政 策 動 向

令和７年度 No.3 Ver.1/2025.8.20

目　次

〔項　目〕

1. 財政・税制、経済・成長（社会保障全般含む） P 1
2. 地方創生・地方分権等 P 5
3. 社会福祉法人 P 12
4. 高齢者 P 15
5. 障害者 P 26
6. 子ども・家庭福祉 P 32
7. 地域福祉 P 39
8. 人材確保等 P 41
9. 予算 P 49
10. 災害対策 P 50
11. その他 P 53

・令和７年版厚生労働白書公表
・2024(令和６)年 国民生活基礎調査の結果

本号は令和７年６月14日～８月20日頃までの制度動向や会議の開催等について掲載しております。上記期間以前の記事については、政策委員会ホームページよりバックナンバーをご参照ください。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

1. 財政・税制、経済・成長（社会保障全般含む）

＜会　　議＞

経済財政諮問会議

◇第 10 回（2025.8.7）

- 8 月 7 日、内閣府は第 10 回経済財政諮問会議（議長：石破総理大臣）を開催し、マクロ経済運営（金融政策、物価等に関する集中審議）、内閣府年央試算、中長期の経済財政に関する試算、予算の全体像、令和 8 年度予算の概算要求基準について協議を行った。
- 協議の最後に、本日の議論を踏まえ「令和 8 年度予算の全体像」を諮問会議として取りまとめるとともに、「令和 8 年度予算の概算要求基準」が了承された。
- 令和 8 年度予算の全体像は、骨太方針 2025 に沿って、「メリハリの効いた編成を行い、『賃上げを起点とした成長型経済』の実現へと着実に結び付く中身としていく」とした。
- また、政府自身が物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先することが重要だとし、公定価格の引き上げ等を省庁横断的に推進し、経済・物価動向等を予算に適切に反映するとした。

令和 8 年度予算の全体像（抜粋）

２．予算編成を通じたワイズスペンディングの徹底

（メリハリの効いた予算編成に向けた重点課題）

・令和8年度予算は、骨太方針 2025 及び以上の方針に従い、**重要政策課題に必要な予算措置**を講ずるとともに、**歳出改革努力を継続**することにより、メリハリの効いた編成を行う。

・その際、**政府自身が、物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先**することが重要である。「予算・税制に係る**公的制度の基準額・閾値の点検・見直し**」、「**公定価格の引上げ**」、「働き手の賃上げ原資を確保できる**官公需における価格転嫁の徹底**」を省庁横断的に推進し、その成果も踏まえ、**経済・物価動向等を予算に適切に反映**する。

- 石破総理は「今回の『年央試算』では、2025 年度の我が国経済について、物価高や米国の関税措置の影響などがあるものの、賃上げに伴う所得環境の改善の継続や各種政策の効果が内需を下支えする中で、0.7 パーセント程度の実質成長率になるとの見通しが示された。

　賃上げや設備投資のモメンタムの継続・強化に向けて、過去最大の引上げ幅となった最低賃金の着実な実施を始め、骨太方針 2025 に掲げた、成長型経済への移行を確実なものとするための取組を速やかに実行していく。

　今回の『中長期試算』では、2026 年度の国・地方のプライマリーバランスは黒字となる見通しが示された。大災害や有事に対応するためには、財政余力がどうしても必要となる。

　金利のある世界となる中、我が国の経済財政に対する市場からの信認を確実なものとするため、可能な限り早期にプライマリーバランスを黒字化させるとともに、コロナ禍前の水準に向けて債務残高対GDP（国内総生産）比を安定的に引き下げることを目指す。

　こうした考え方の下、令和 8 年度予算については、メリハリの効いた内容とし、『賃上げを起点とした成長型経済』の実現に向けて、潜在成長率の引上げに重点を置いた政策運営を行うとともに、歳出・歳入両面の改革を継続する。」と発言した。

◇第 9 回（2025.7.28）

- 7 月 28 日、内閣府は第 9 回経済財政諮問会議を開催し、今後の検討課題及び予算の全体像について協議を行った。
- 石破総理は「外部環境変化に強い経済構造への転換など、変化する国際秩序に対応して我が国が取るべき中長期的な戦略について、今回の日米間の合意の意義、そして、今回の合意を活用して我が国

の国益を最大化するという観点から、経済財政諮問会議で精力的に議論していく。

加えて、当面の経済財政運営、賃上げを起点とした成長型経済の実現、そして、人口減少下における持続可能な経済社会の構築に向けた重要な取組についても、議論していく。

来年度予算編成に向けては、経済財政運営に万全を期しつつ、潜在成長率の引上げに重点を置いた政策運営を行うとともに、歳出・歳入両面の改革を継続し、我が国の経済財政に対する市場からの信認を確実なものとする必要がある。

このため、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、地方創生 2.0 の推進、GX（グリーン・トランスフォーメーション）やDX（デジタル・トランスフォーメーション）を始めとする国内投資の拡大など、重要政策課題に必要な予算を講ずるとともに、歳出改革努力を継続することにより、メリハリのきいた編成を行う。その際、物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しも含め、経済・物価動向等を適切に反映する。

経済・財政新生計画及び骨太方針 2025 に掲げた改革項目を速やかに進めるとともに、経済財政諮問会議で決定した『進捗管理・点検・評価表』及び『EBPM（証拠に基づく政策立案）アクションプラン』の活用等を通じ、PDCAを強化し、ワイズスペンディングを徹底する。以上の考え方の下、概算要求基準の検討・調整を進めていく。」と発言した。

全世代型社会保障構築会議

◇第 21 回（2025.6.23）

- 政府は、6 月 23 日に第 21 回全世代型社会保障構築会議（座長：清家篤　日本赤十字社社長）を開催した。
- 今回は、「『全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）』の検討状況」、「地域働き方・職場改革」について報告が行われた後、協議が行われた。
- 「『全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）』の検討状況」についてでは、「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会の中間とりまとめや、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめ等について説明が行われた後、協議が行われた。
- 「地域働き方・職場改革」についてでは、地域の働き方・職場改革等の推進に取り組む地域密着型の活動を促進し、先行可能な地域への実践に向けた支援を検討するため、全世代型社会保障構築本部の下に地域働き方・職場改革等推進会議を設置したこと等について報告が行われた。
- 今後、本会議では 2028 年度までに実施について検討する取組等が議論される。

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）

- ◆ 能力に応じて全世代が支えあう「全世代型社会保障」の構築に向け、将来世代も含めた全世代の安心を保障し、社会保障制度の持続可能性を高めるため、「時間軸」に沿って、今後取り組むべき課題をより具体化・深化させた「改革工程」を取りまとめ。
- ◆ ３つの「時間軸」で実施（①来年度（2024年度）に実施する取組、②加速化プランの実施が完了する2028 年度までに実施について検討する取組、③2040年頃を見据えた、中長期的な課題に対して必要となる取組）
- ◆ 上記②の取組は、2028 年度までの各年度の予算編成過程において、実施すべき施策を検討・決定

主な改革項目と工程

※　2040年頃を見据えた中長期的取組については、省略。

	2024年度に実施する取組	2028年度までに検討する取組
働き方に中立的な社会保障制度等の構築	（労働市場や雇用の在り方の見直し） ・「同一労働同一賃金ガイドライン」等の必要な見直しの検討 ・「多様な正社員」の拡充に向けた取組　等	（勤労者皆保険の実現に向けた取組） ・短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃等 ・フリーランス等の社会保険の適用の在り方の整理　・年収の壁に対する取組　等
医療・介護制度等の改革	・前期財政調整における報酬調整の導入 ・後期高齢者負担率の見直し ※上記２項目は法改正実施済み ・介護保険制度改革 （第１号保険料負担の在り方） ・介護の生産性・質の向上 （ロボット・ICT活用、経営の協働化・大規模化、人員配置基準の柔軟化等） ・イノベーションの適切な評価などの更なる薬価上の措置を推進するための長期収載品の保険給付の在り方の見直し ・診療報酬改定、介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定の実施 ・入院時の食費の基準の見直し等 ・生活保護制度の医療扶助の適正化	（生産性の向上、効率的なサービス提供、質の向上） ・医療DXによる効率化・質の向上　・生成AI等を用いた医療データの利活用の促進 ・医療機関、介護施設等の経営情報の更なる見える化 ・医療提供体制改革の推進（地域医療構想、かかりつけ医機能が発揮される制度整備） ・介護の生産性・質の向上 ・イノベーションの推進、安定供給の確保と薬剤保険給付の在り方の見直し ・国保の普通調整交付金の医療費勘案等　・国保の都道府県保険料率水準統一の更なる推進 ・介護保険制度改革（ケアマネジメントに関する給付の在り方、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方） ・サービス付き高齢者向け住宅等における介護サービス提供の適正化 ・福祉用具貸与のサービスの向上　・生活保護の医療扶助の適正化等 ・障害福祉サービスの地域差の是正 （能力に応じた全世代の支え合い） ・介護保険制度改革（利用者負担（２割負担）の範囲、多床室の室料負担） ・医療・介護保険における金融所得の勘案や金融資産等の取扱い ・医療・介護の3割負担（「現役並み所得」）の適切な判断基準設定等 ・障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現 （高齢者の活躍促進や健康寿命の延伸等） ・高齢者の活躍促進　・疾病予防等の取組の推進や健康づくり等 ・経済情勢に対応した患者負担等の見直し（高額療養費自己負担限度額の見直し/入院時の食費の基準の見直し）　等
「地域共生社会」の実現	・重層的支援体制整備事業の更なる促進 ・社会保障教育の一層の推進 ・住まい支援強化に向けた制度改正　等	・孤独・孤立対策の推進 ・身寄りのない高齢者等への支援　等

デジタル行財政改革会議

◇第 11 回（2025.6.13）

- ▶ 6 月 13 日、第 11 回デジタル行財政改革会議が開催され、「デジタル行財政改革取りまとめ 2025」「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」を決定した。
- ▶ 「デジタル行財政改革取りまとめ 2025」では、基本的な考え方において「急激な人口減少社会に対応するため、利用者起点でデジタルを最大限に活用して行財政の在り方を見直し、公共サービスの維持・強化や社会的課題解決を図るとともに、地域経済活性化・経済成長を実現する。」とし、①個人の幸福・自由の実現、②企業の経済活動の拡大、③社会の公共的利益の増進、④行政サービスの効率化・高度化の 4 つを柱として示している。
- ▶ また、「各分野における DX の推進・レギュレーションの見直し」として、福祉分野については、介護現場の生産性向上として「生産性向上推進体制加算の状況公表」等を掲げている。また、「福祉相談業務の DX の促進」として「相談記録プラットフォームに蓄積されるデータや AI 等を活用した人材育成」等を掲げている。主な概要は以下のとおり。

デジタル行財政改革取りまとめ2025 概要 ～デジタル行財政改革のバージョンアップ～

２０２５年６月１３日
デジタル行財政改革会議決定

基本的な考え方

急激な人口減少社会に対応するため、**利用者起点**で**デジタルを最大限に活用**して行財政の在り方を見直し、**公共サービスの維持・強化**や**社会的課題解決**を図るとともに、**地域経済活性化・経済成長**を実現する。

①個人の幸福・自由の実現、②企業の経済活動の拡大、③社会の公共的利益の増進、④行政サービスの効率化・高度化

バージョンアップの視点

デジタルライフライン全国総合整備計画等に基づく各府省庁の取組のうち共通インフラとなり得るものについて総合的な社会実装を目指す。

1. **地方創生2.0を後押し**（地方に死蔵するアナログの価値をAIやweb3等で再定義等）
2. **AIやその燃料となるデータの活用**で**産業・地域の変革、生活の質向上、行政の効率化・高度化**
3. **イノベーションに即したレギュレーションの見直しとDXの推進**、「無駄を削る」行革から**「行政を創り替える」行革**へ

各分野におけるDXの推進・レギュレーションの見直し

※太字は25年以降新たに取り組む事項

教育・子育て

◆教育データの利活用推進
「教育データ利活用ロードマップ」の改定【25年6月】、**認証基盤の整備に向けた調査・技術実証【25～26年度】** 等

◆校務DXの推進
ネットワーク環境の整備【25年度末まで】、次世代校務DX環境の整備【26～29年度】、**高校入学者選抜手続のDX** 等

◆学校保健DXの推進
学校保健DX・欠席連絡(感染症情報)のデータ連携に向けた先行実装(TYPES活用)【25年度】 等

◆「プッシュ型子育て支援」の実現
子育て支援制度レジストリの整備・プッシュ型配信の仕組み実現【25年度中】、戸籍情報連携システムを介した出生届のオンライン化【26年度目途】、電子版母子健康手帳の原則化【25年度にガイドライン発出】 等

◆保育DXによる現場の負担軽減
保育業務施設管理プラットフォームの全国展開【26年度以降】、保活情報連携基盤の構築【25年度中】、保育現場のICT環境整備【25年度中にICT端末導入率100%】 等

医療・介護・福祉相談

◆医療DXの推進
電子処方箋の新たな導入目標の設定【25年夏】 等

◆救急医療と消防のワンストップ連携
傷病者情報共有に係るプラットフォームの構築・民間救急システムとの連携(TYPES活用)、EMIS・マイナ救急との連携実現に向けた課題整理【25年度中】、全国統一基盤の展開の検討【26年度より】 等

◆介護現場の生産性向上
生産性向上推進体制加算の状況公表【25年夏まで】、ワンストップ相談窓口の設置【26年度末までに全都道府県】 等

◆福祉相談業務のDXの促進
相談記録プラットフォームに蓄積されるデータやAI等を活用した人材育成(TYPES活用)【25年度】 等

モビリティ

◆レベル４の自動運転バス・タクシーの実装加速
先行的事業化地域(10箇所程度)への支援策の集中等を通じた事業化の推進【26年度】、自動運転車に係るガイドラインの具体化【25年夏頃まで】、運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築に係る法制度整備も視野に入れた検討 等

◆地域の自家用車・ドライバーを活用したライドシェア（自家用車活用事業等）の取組
全国の移動の足不足の解消に向けて、自動運転やライドシェアについて、骨太方針2024等を踏まえ、必要な取組を進める。特に、地方の中小都市など※、公共交通手段の利便性が低い地域における移動の足不足の解消に向けた適切な制度の在り方も含め議論を進める。 等
※通院・介護、通勤・通学、買い物等の移動の足確保が困難な住民が存在する地域など

◆データ連携・活用等地域交通DX推進及び「交通商社機能※」の確立
交通サービスの高度化・データ活用・業務プロセス改革等の多様なテーマでの地域交通DXのベストプラクティス創出と標準化推進【25年度】、地域高齢者マッチングのための共通基盤整備 等
※満たされない移動需要の掘り起こしや、需給一体となったモビリティサービスの効率化に応える機能(モビリティ・ロードマップ2025に基づき普及を図るもの)

インフラ

◆上下水道DXの推進
DXカタログ作成【25年3月】、DX導入の手引き作成【25年度】、管路情報の電子化、水道の政策ダッシュボード策定【25年6月】 等

◆上下水道の経営改善に向けた経営の広域化及びDXの取組
都道府県単位やそれ以上の広がりを視野に入れた、基礎自治体単位に捉われない経営の広域化など経営改善の促進 等

◆地下インフラ管理DXの推進
電気・ガス・水道・通信など地下埋設管等のデータ整備の在り方検討を先行自治体で推進

◆インフラ全般の維持管理業務のデジタル化促進
維持管理業務に係る自治体ルールの見直し促進、**デジタル活用推進事業債による後押し【25年度創設】**

防災・スタートアップ・労働等

◆防災DXの推進のための平時からの取組
- **災害時の情報共有体制の強化**(防災デジタルプラットフォームの構築【25年末まで】、防災関連システム間のデータ連携 等)
- **避難者に対する支援のデジタル化**(**広域災害時の被災者情報共有の仕組みの全国展開**、マイナンバーカード活用による避難者の状況把握 等)
- **災害時に活躍する人材へのデジタル支援**(**「災害派遣デジタル支援チーム(仮称)」制度の創設【25年度】** 等)

◆スタートアップ等からの公共調達の促進
知的財産の扱い・先行事例等に係るガイドラインの策定【25年夏】、セキュリティ評価制度(ISMAP)の見直し 等

◆アナログ規制の見直し
工程表に基づくアナログ規制見直し、自治体の条例等見直しの促進 等

デジタル×地方創生

◆新しい地方経済・生活環境創生交付金等も活用しながら、データ連携基盤・認証アプリ等の**デジタル公共財の共同利用・共同調達等を促進**し、**地域における先導的な取組を後押し。**
◆令和の日本列島改造に向け、**電力と通信の連携（ワット・ビット連携）**により、**電力と通信基盤を整合的・計画的に整備**し、**データセンターの地方分散を推進。**

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用

◆標準化・ガバメントクラウド移行後の**システム運用経費への対応として**、協議会で関係者の意見を聞いて**取りまとめた総合的な対策に基づき自治体や事業者と協力して取り組む。**

◆**共通化対象の業務・システムについて**、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会が同意した**共通化推進方針に基づき、国と地方が協力して取組を推進。同協議会において引き続き新たな候補を選定。**

データ利活用の推進（データとAIの好循環の構築）

◆ **データ利活用制度の在り方に関する基本方針の策定**
→ 今後、**官民データ活用推進基本法の抜本的な改正、新法など必要な検討**を行い、**次期通常国会への法案提出を目指す。**

＜主な内容＞
- **データ戦略の司令塔機能**
- **トラスト基盤整備やデータ標準化・構造化、データ連携プラットフォームの信頼性確保等**
- **AI開発を含めた統計作成等における本人関与の在り方や法の確実な遵守を担保するための事後的な規律の整備等**、全体としてバランスの取れた形での**個人情報保護法改正案の早期提出**
- **重点分野におけるデータスペースの整備、デジタル公共財の整備**

行政データ品質・利活用体制強化・EBPMの推進

◆EBPM推進等のための行政データの品質向上
ジャパンダッシュボードの公開【25年夏】、各府省庁のデータ生成・利活用環境等の整備

◆行政におけるデータ利活用推進に向けた体制整備
デジタル庁における各府省庁支援体制の強化

◆行政事業レビューを通じたEBPMの推進
AI等を活用したレビューシート等のデータ利活用、EBPM人材の育成、基金の点検・検証、RSシステムの改善

※太字は25年以降新たに取り組む事項

2. 地方創生・地方分権等

＜会　議＞

地方分権改革有識者会議

◇第 63 回（2025.7.30）

- 内閣官房は 7 月 30 日、第 63 回地方分権改革有識者会議を第 179 回提案募集検討専門部会と合同で開催し、令和 7 年の提案募集方式に等について、重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等についての報告の後、協議を行った。
- 協議では、重点事項に係る第 1 次回答を踏まえた提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点が示された。
- 福祉分野に関する事項は以下のとおり。

【提　　案】
（重点 16）障害者支援施設における設備基準等の見直し

【提案概要】
特別養護老人ホームの施設・設備等を有効活用して、障害者支援施設を併設できるよう、厚生労働省令で規定する利用者1人あたりの床面積、サービス管理責任者の配置及び入所定員の基準の参酌基準化を求める。

【関係府庁の第 1 次回答（厚生労働省）】
障害者支援施設における人員、設備及び運営に関する基準については、障害者支援施設としての安定性、継続性を確保するとともに、サービスの質を担保し、効率的な提供が可能となるよう定めたものであるため、当該基準を「参照すべき基準」とすることは適切ではないと考えているが、一方で、中山間地域等においてどのようなことができるか検討してまいりたい。

【提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点】
○中山間地域等でもサービス提供体制の維持・確保をするため、サービスの質の確保や安全管理の担保をしたうえで、小規模な事業所が個々の実情に応じて柔軟に運営できるよう「参酌すべき基準」とすべきではないか。
○1人当たりの床面積やサービス管理者の配置についても、中山間地域等ではこうした基準によってサービスの提供すら困難になっている地域があることを踏まえると、地域の実情に応じた判断ができるよう、「参酌すべき基準」とすべきではないか。
○今後、どのような形で自治体の声を把握するか具体的な方法やスケジュール等をお示しいただきたい。

【提　　案】
（重点 17）介護職員初任者研修における通信学習方式の学習時間の取扱いの弾力化

【提案概要】
介護職員初任者研修について、通信学習方式における学習時間の取扱いを弾力化する。講師の確保が難しい地域において、ZOOM 形式等を活用したサテライト会場で全ての研修を実施することが可能となるよう規定を見直す。

【関係府庁の第 1 次回答（厚生労働省）】
現状、都道府県の判断により、修了評価を含め、全て通信学習の活用による実施とすることを可能としている。今後の取扱いについては現在必要な対応を検討している。

【提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点】

○臨時的な取扱いによる研修の実施状況を把握した上で、特段の支障がないのであれば、その恒久化を検討いただきたい。
○恒久化を検討するに当たっては、「サテライト方式」を含むオンライン研修の望ましい在り方等に関する技術的検証の実施や当該知見の提供についても、併せて検討いただきたい。
○今後の検討スケジュールをお示しいただきたい。

【提　　案】
（重点 18）福祉サービス第三者評価事業における認証手続・評価調査者養成の見直し

【提案概要】
福祉サービス第三者評価事業について、既に全国一律の認証や研修が実施されている(※)社会的養護関係施設と同様に、他分野の福祉サービスについても、国において全国一律の認証や評価調査者の養成を行う。
※都道府県の意向に応じ、都道府県独自での認証・研修を行う余地もある。

【関係府庁の第 1 次回答（こども家庭庁、厚生労働省）】
福祉サービス第三者評価事業の目的たる、サービスの質の向上、利用者の選択に資するという点を実現するためには、地域の実情に応じた取組は重要であることから、都道府県推進組織がその評価項目を定め、研修・認証を行う必要があると考えている。
なお、社会的養護関係施設については、自己の生活の場を行政により決定される措置制度等であり、第三者評価の受審が義務づけられたこと、施設の数が少なく、評価機関が県内の施設のみを評価対象とすると評価経験を蓄積することができないという理由から、社会的養護関係施設第三者評価については全国統一の認証基準と研修を行うこととなったところであり、施設数の多い福祉サービス第三者評価事業とはそもそも状況が異なる。
ただし、福祉サービス第三者評価事業についても、都道府県によっては施設等の数が少なく、それに応じて認証機関や受審が少ない状況も生じていることは承知していることから、そうした都道府県における評価機関の認証・養成が進むよう、どのような見直しが可能かも含めて、検討してまいりたい。

【関係府庁の第 1 次回答（厚生労働省）】
○制度基盤の脆弱化を抑制するため、期間を定めた上で、早期に具体的な対応策を検討いただきたい。
○評価機関数が減少し、第三者評価事業の実施が困難となっている県が存在することから、負担軽減が急務である。このため、国による全国基準による認証・研修を実施について前向きに検討いただきたい。
○また、他都道府県における認証・研修を自都道府県内において有効なものとして取り扱うことを認めるといった相互乗り入れ運用についても選択肢として検討いただきたい。
○提案の措置に伴う全国社会福祉協議会の事務負担増加については、認証手数料を受ける、都道府県からの外部委託として扱うなどによる方法が考えられるのではないか。
○将来的な全国一本化を念頭においた長期的な方針についても検討を行う必要があるのではないか。

【提　　案】
（重点 31）社会福祉主事の任用資格要件の緩和

【これまでの措置(検討)状況・今後の予定】
（令和6年対応方針）

社会福祉主事任用資格要件（社会福祉法 19 条1項）については、令和 6 年度中に実態調査を実施して現場の実情を把握した上で、有識者の意見等を踏まえつつ、実務経験を勘案することを含め検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（これまでの措置（検討）状況）

福祉事務所現業員（生活保護担当）の任用状況等に関する調査について地方公共団体へ令和 7 年 3 月 14 日から 2 週間程度調査を実施。

（今後の予定）

令和 7 年度調査研究事業において、検討会を設置し、上記調査結果の分析、福祉事務所のヒアリングなどを実施して、有識者の意見を求め、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点】

〇現行の所謂 3 科目主事の要件が、貴省の指摘する「体系的な知識の習得」を満たしているとは考えられず、現行要件が現場の実態に即していないのは明らかではないか。

〇本件の検討に当たって、資格要件の緩和という視点だけではなく、現業業務を行うためにはどのような資質が最低限必要かという、資格要件の在り方そのものから議論いただき、地方公共団体のひっ迫した実情を踏まえた上で、資格要件に実務経験を反映する方策を検討すべきではないか。

〇スクーリングの部分をオンラインで受講可能とするなど、具体的な負担軽減策を早急に講ずるべきではないか。

〇検討会には、社会福祉の専門家だけではなく、地方公共団体の関係者も相当数加えていただき、現場の声を十分に反映いただくようお願いしたい。

◇第 62 回（2025.6.3）

- 内閣官房は 6 月 3 日、第 62 回地方分権改革有識者会議を開催し、令和 7 年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方等について協議を行った。
- 令和 7 年の地方からの提案状況は 408 件で前年（293 件）より増加した。
- 分野別では、医療・福祉に関するものが 130 件（前年 77 件）であり、内こども・子育て関連は 44 件（前年 28 件）であった。
- また、重点事項案について検討が行われ、「Ⅰ．分野横断的な見直しを行う事項」「Ⅱ．その他の事項」に分類して示され、協議が行われた。
- 重点事項案の内、福祉分野に関する事項は以下のとおり。

Ⅰ　分野横断的な見直しを行う事項

5. 資格付与者の見直し

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格については、一元的に実施する方が効率的なため、資格付与に関する事務を国へ移管するなど、見直しを行う。

Ⅱ　その他の事項

	提案	概要
16	障害者支援施設における設備基準等の見直し	特別養護老人ホームの施設・設備等を有効活用して、障害者支援施設を併設できるよう、厚生労働省令で規定する利用者1人あたりの床面積、サービス管理責任者の配置及び入所定員の基準の参酌基準化を求める。

17	介護職員初任者研修における通信学習方式の学習時間の取扱いの弾力化	介護職員初任者研修について、通信学習方式における学習時間の取扱いを弾力化する。講師の確保が難しい地域において、ZOOM 形式等を活用したサテライト会場で全ての研修を実施することが可能となるよう規定を見直す。
18	福祉サービス第三者評価事業における認証手続・評価調査者養成の見直し	福祉サービス第三者評価事業について、既に全国一律の認証や研修が実施されている(※)社会的養護関係施設と同様に、他分野の福祉サービスについても、国において全国一律の認証や評価調査者の養成を行う。 ※都道府県の意向に応じ、都道府県独自での認証・研修を行う余地もある。
31	社会福祉主事の任用資格要件の緩和	【令和6年対応方針】 社会福祉主事任用資格要件(社会福祉法 19 条1項)については、令和 6 年度中に実態調査を実施して現場の実情を把握した上で、有識者の意見等を踏まえつつ、実務経験を勘案することを含め検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【これまでの措置(検討)状況】 福祉事務所現業員(生活保護担当)の任用状況等に関する調査について地方公共団体へ令和 7 年 3 月 14 日から 2 週間程度調査を実施。 【今後の予定】 令和 7 年度調査研究事業において、検討会を設置し、上記調査結果の分析、福祉事務所のヒアリングなどを実施して、有識者の意見を求め、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

▶ また、今後のスケジュールとして下記のとおり示された。

令和7年の地方からの提案募集に係るスケジュール（予定）　資料4

１月27日（月）	○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議 （令和７年の提案募集の方針決定）
４月18日（金）	○提案受付終了 →追加共同提案の意向・支障事例等の補強照会（３週間程度）
６月３日（火）	○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議（重点事項の決定） ↓ ○関係府省庁への検討要請（有識者会議後～６月中旬）
７月上旬頃（数日間）	○関係府省庁からの第１次ヒアリング
６月中旬～７月中旬	○提案団体・地方六団体への意見照会
７月28日（月）	○地方三団体ヒアリング
７月30日（水）	○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会　合同会議 ↓（関係府省からの第１次回答・専門部会におけるヒアリングの状況等の報告） ○関係府省庁への再検討要請（有識者会議後～８月下旬）
９月中下旬（数日間）	○関係府省庁からの第２次ヒアリング
10月～11月上旬	○関係府省庁折衝
11月中下旬	○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議 （対応方針案の了承）
12月中下旬	○地方分権改革推進本部・閣議（対応方針の決定）

地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会

◇第 178 回（2025.7.28）

- 内閣官房は 7 月 28 日、第 178 回地方分権改革有識者会議･提案募集検討専門部会を開催し、令和 7 年の提案募集方式に係る重点事項等について、地方三団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）からのヒアリングを行った。

◇第 177 回（2025.7.8）

- 内閣官房は 7 月 8 日、第 177 回地方分権改革有識者会議･提案募集検討専門部会を開催し、令和 7 年の提案募集方式に係る重点事項について、関係府省からのヒアリングを行った。
- 関係府庁の第 1 次回答では下記のとおり示された。

【提　　案】 （重点 17）介護職員初任者研修における通信学習方式の学習時間の取扱いの弾力化
【提案概要】 介護職員初任者研修について、通信学習方式における学習時間の取扱いを弾力化する。講師の確保が難しい地域において、ZOOM 形式等を活用したサテライト会場で全ての研修を実施することが可能となるよう規定を見直す。
【関係府庁の第 1 次回答（厚生労働省）】 厚生労働省老健局認知症施策･地域介護推進課より令和 6 年 4 月 16 日に発出した事務連絡（介護員養成研修（介護職員初任者研修･生活援助従事者研修）の取扱いについて）において、「新型コロナウイルス感染症にかかる介護員養成研修（介護職員初任者研修･生活援助従事者研修）の臨時的な取り扱いについて」（令和 2 年 4 月 30 日付事務連絡）においてお示ししている取扱いについては、当面の間継続することとしており、現状、都道府県の判断により、修了評価を含め、

全て通信学習の活用による実施とすることを可能としているところ。
今後の取扱いについては現在必要な対応を検討しているところである。

◇第 176 回（2025.7.4）

- 内閣官房は 7 月 4 日、第 176 回地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会を開催し、令和 7 年の提案募集方式に係る重点事項について、関係府省からのヒアリングを行った。
- 関係府庁の第 1 次回答では下記のとおり示された。

【提　　案】
（重点 16）障害者支援施設における設備基準等の見直し

【提案概要】
特別養護老人ホームの施設・設備等を有効活用して、障害者支援施設を併設できるよう、厚生労働省令で規定する利用者1人あたりの床面積、サービス管理責任者の配置及び入所定員の基準の参酌基準化を求める。

【関係府庁の第 1 次回答（厚生労働省）】
ご指摘の障害者支援施設における人員、設備及び運営に関する基準については、障害者支援施設としての安定性、継続性を確保するとともに、サービスの質を担保し、効率的な提供が可能となるよう定めたものであり、都道府県等が条例によって事業所の指定基準を定める際に利用者 1 人あたりの面積及びサービス管理責任者の配置については「従うべき」基準、入所定員の基準については「標準とすべき」基準としている。
このため、当該基準を「参照すべき基準」とすることは適切ではないと考えているが、一方で、中山間地域等においてサービス提供体制の維持・確保等を図ることは重要であり、中山間地域等における人員、設備等の基準の在り方について、実態や関係者の意見等を踏まえながら、入所施設から地域生活への移行を推進している中で、どのようなことができるか検討してまいりたい。

【提　　案】
（重点 18）福祉サービス第三者評価事業における認証手続・評価調査者養成の見直し

【提案概要】
福祉サービス第三者評価事業について、既に全国一律の認証や研修が実施されている(※)社会的養護関係施設と同様に、他分野の福祉サービスについても、国において全国一律の認証や評価調査者の養成を行う。
※都道府県の意向に応じ、都道府県独自での認証・研修を行う余地もある。

【関係府庁の第 1 次回答（こども家庭庁、厚生労働省）】
福祉サービス第三者評価事業については、福祉サービス第三者評価事業に関する指針に基づき、全国社会福祉協議会を全国推進組織とするとともに、都道府県に都道府県推進組織を設置して各都道府県における取組を推進することとしている。
評価機関の認証は都道府県推進組織が行っているが、その要件として、都道府県推進組織が行う研修の受講を課している。
福祉サービス第三者評価事業は、全国推進組織が示したガイドラインに基づき各都道府県推進組織が評価項目を定め、更に都道府県の状況を勘案して、必要な場合には独自の評価項目を設定するなどしているが、各都道府県推進組織が行う研修では、これら都道府県推進組織が独自で定めた評価項目の内容も含まれるところ。
本事業の目的たる、サービスの質の向上、利用者の選択に資するという点を実現するためには、地域の実情に応じた取組は重要であることから、都道府県推進組織がその評価項目を定め、研修・認証を行う必要があると考えている。

なお、社会的養護関係施設については、従来は、上記と同様の考え方に基づき都道府県推進組織が認証等を行っていたが、自己の生活の場を行政により決定される措置制度等であり、第三者評価の受審が義務づけられたこと、施設の数が少なく、評価機関が県内の施設のみを評価対象とすると評価経験を蓄積することができないという理由から、社会的養護関係施設第三者評価については全国統一の認証基準と研修を行うこととなったところであり、施設数の多い福祉サービス第三者評価事業とはそもそも状況が異なる。

ただし、福祉サービス第三者評価事業についても、都道府県によっては施設等の数が少なく、それに応じて認証機関や受審が少ない状況も生じていることは承知していることから、そうした都道府県における評価機関の認証・養成が進むよう、どのような見直しが可能かも含めて、検討してまいりたい。

◇第 175 回（2025.7.3）

- 内閣官房は 7 月 3 日、第 175 回地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会を開催し、令和 7 年の提案募集方式に係る重点事項について、関係府省からのヒアリングを行った。
- 関係府庁の第 1 次回答では下記のとおり示された。

【提　　案】
（重点 31）社会福祉主事の任用資格要件の緩和

【提案概要】
（令和6年対応方針）
社会福祉主事任用資格要件（社会福祉法 19 条1項）については、令和 6 年度中に実態調査を実施して現場の実情を把握した上で、有識者の意見等を踏まえつつ、実務経験を勘案することを含め検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
（これまでの措置（検討）状況）
福祉事務所現業員（生活保護担当）の任用状況等に関する調査について地方公共団体へ令和 7 年 3 月 14 日から 2 週間程度調査を実施。
（今後の予定）
令和 7 年度調査研究事業において、検討会を設置し、上記調査結果の分析、福祉事務所のヒアリングなどを実施して、有識者の意見を求め、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【関係府庁の第 2 次回答（厚生労働省）】
実務経験のみで社会福祉主事任用資格の取得を認めることは適切ではなく、養成課程等における知識・技術の習得による一定の水準の確保が必要と考えているが、社会福祉主事の資格については令和元年度の地方分権改革に関する提案を受けて、見直しを行い、指定科目の読替に関する通知改正を行ったところ。

まずは、通知改正を踏まえ、どのような課題が生じているのかなど実態調査を行った上で、調査で把握した具体的な課題に応じて検討を進めていく。

3. 社会福祉法人等

＜会議等＞

社会保障審議会　福祉部会

◇第 28 回(2025.8.18)

- 8 月 18 日、厚生労働省は第 28 回社会保障審議会福祉部会(部会長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催した。
- 今回は、「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめおよび「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会とりまとめの報告がなされた後、身寄りのない高齢者等への支援に係る関係者ヒアリングが行われた。
- 身寄りのない高齢者等への支援に係る関係者ヒアリングでは、①枚方市　健康福祉部、枚方市社会福祉協議会、②知多地域権利擁護支援センター、③豊中市社会福祉協議会からヒアリングが行われた。

身寄りのない高齢者等への支援に係る関係者ヒアリング　第28回社会保障審議会福祉部会 令和７年８月18日　資料３－１

- 各参考人からご説明いただき、参考人の説明終了後に、質疑応答を行う。
- 各参考人のヒアリング項目については、以下のとおり。

参考人	ヒアリング項目
・奥田 和彦 参考人(枚方市 健康福祉部 健康福祉総合相談課　課長) ・石田 有紀子 参考人(同　課長代理) ・天川 尚高 参考人(枚方市社会福祉協議会 生活支援課 課長) ・延原 慎哉 参考人(同　係長)	・日常生活自立支援事業及び身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応するためのモデル事業の取組状況 ・現在検討中の新たな事業に関する意見や実施に際して課題と考えられること
・今井 友乃 参考人(特定非営利活動法人知多地域権利擁護支援センター　理事長)	・独自の終活支援事業である「くらしあんしんサポート事業」の取組状況 ・現在検討中の新たな事業に関する意見や実施に際して課題と考えられること
・齋藤 杏子 参考人(豊中市社会福祉協議会　身寄り問題を考える意見交流会　担当副会長)	・頼れる身寄りがいないことにより抱える生活上の課題にはどのようなものがあるか ・そのような課題に対し、どのような公的支援が必要と考えられるか
質疑応答	

- また、今後のスケジュールについて、取りまとめに向け、今後は「地域共生社会の更なる展開」「身寄りのない高齢者等への支援」「成年後見制度の見直しへの対応」「社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方」「社会福祉における災害への対応」等について協議されることが説明された。

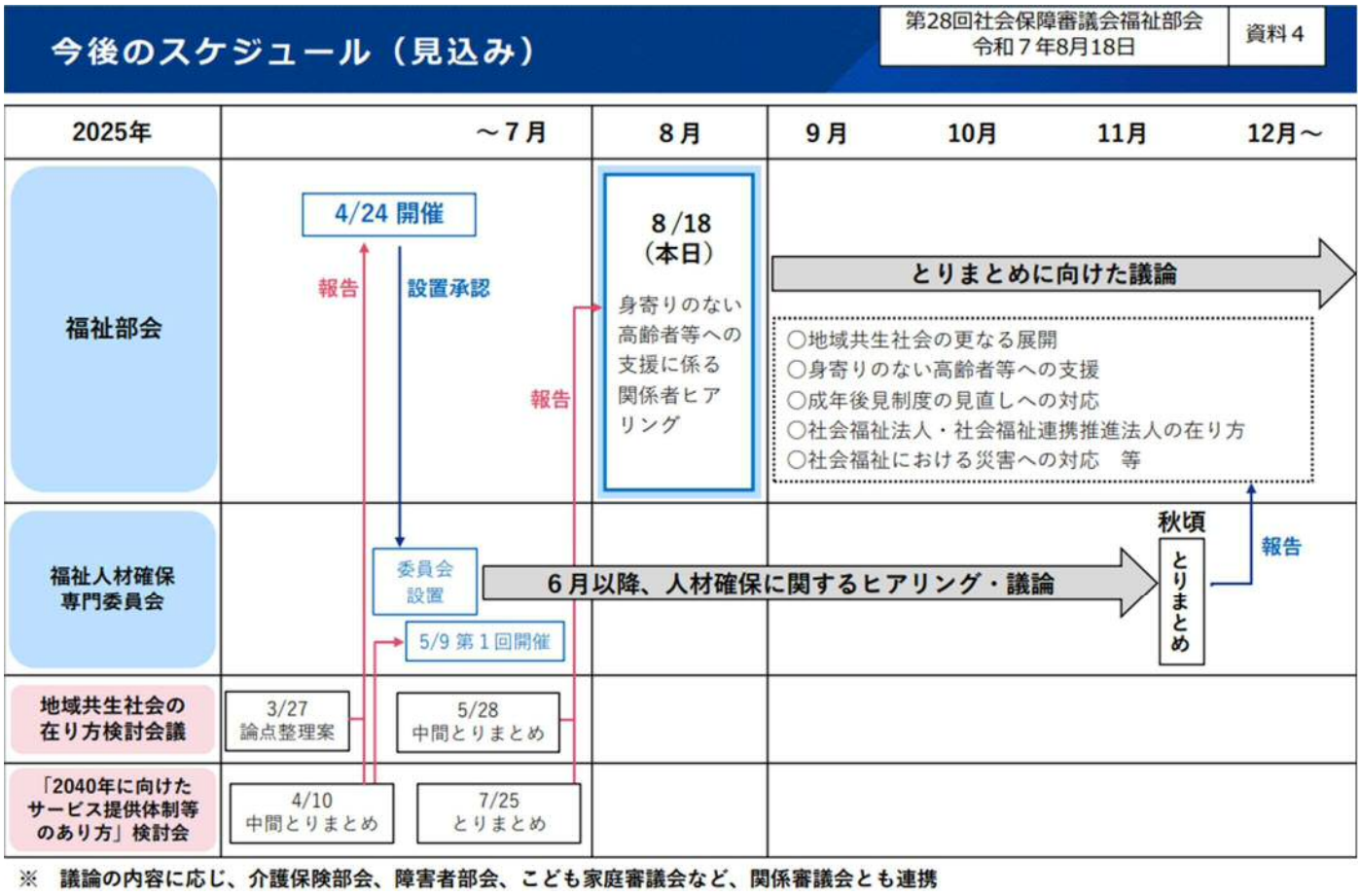

＜通知・公表＞

福祉医療機構　2024 年度 福祉･医療施設の建設費について（2025.7.22）

- 7 月 22 日、福祉医療機構は「2024 年度 福祉･医療施設の建設費について」を公表した。
- 特養、保育所、病院の平米単価･定員 1 人当たり建設費はいずれも調査開始以降、最高となった。
- 主な結果は以下のとおり

①ユニット型特別養護老人ホームの建設費の推移

平米単価は 387 千円、 定員 1 人当たり建設費は 19,556 千円となり、いずれも調査を開始した 2008 年度以降で最高額を記録

②保育所および認定こども園の建設費の推移

平米単価は 473 千円、定員 1 人当たり建設費は 4,024 千円となり、いずれも調査を開始した 2008 年度以降で最高額を記録

③病院の建設費の推移

平米単価は 442 千円、定員 1 人当たり建設費は 25,656 千円となり、いずれも調査を開始した 2010 年度以降で最高額を記録

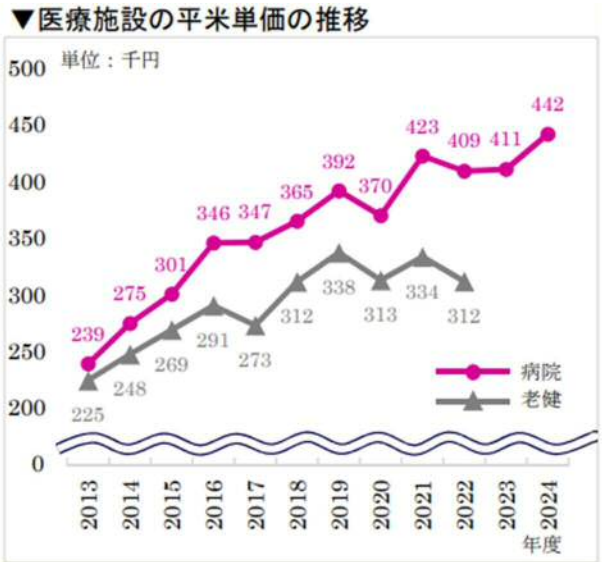

- 高騰の背景として、円安を背景とする輸入材料費の高騰や、原油価格高騰に伴う輸送コストの増加、慢性的な人手不足など、建設費を取り巻く厳しい局面が続いていることが挙げられている。
- さらに、今後、2024 年 4 月に建設業への適用が始まった働き方改革関連法の時間外労働上限規制の影響により、1 日当たり実質作業時間が減少し、同規模の施設建設に要する工事期間の延長、ひいては建設費の増加につながることが予測されている。

社会福祉連携推進法人の設立状況（2025.7.31）

- 厚生労働省は、令和 7 年 7 月 31 日時点の社会福祉連携推進法人の設立状況を公表した。「社会福祉連携推進法人」制度は社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行うものとして令和 4 年 4 月 1 日より開始した。令和 7 年 7 月 31 日現在、認定があった社会福祉法人は 31 法人となっている。

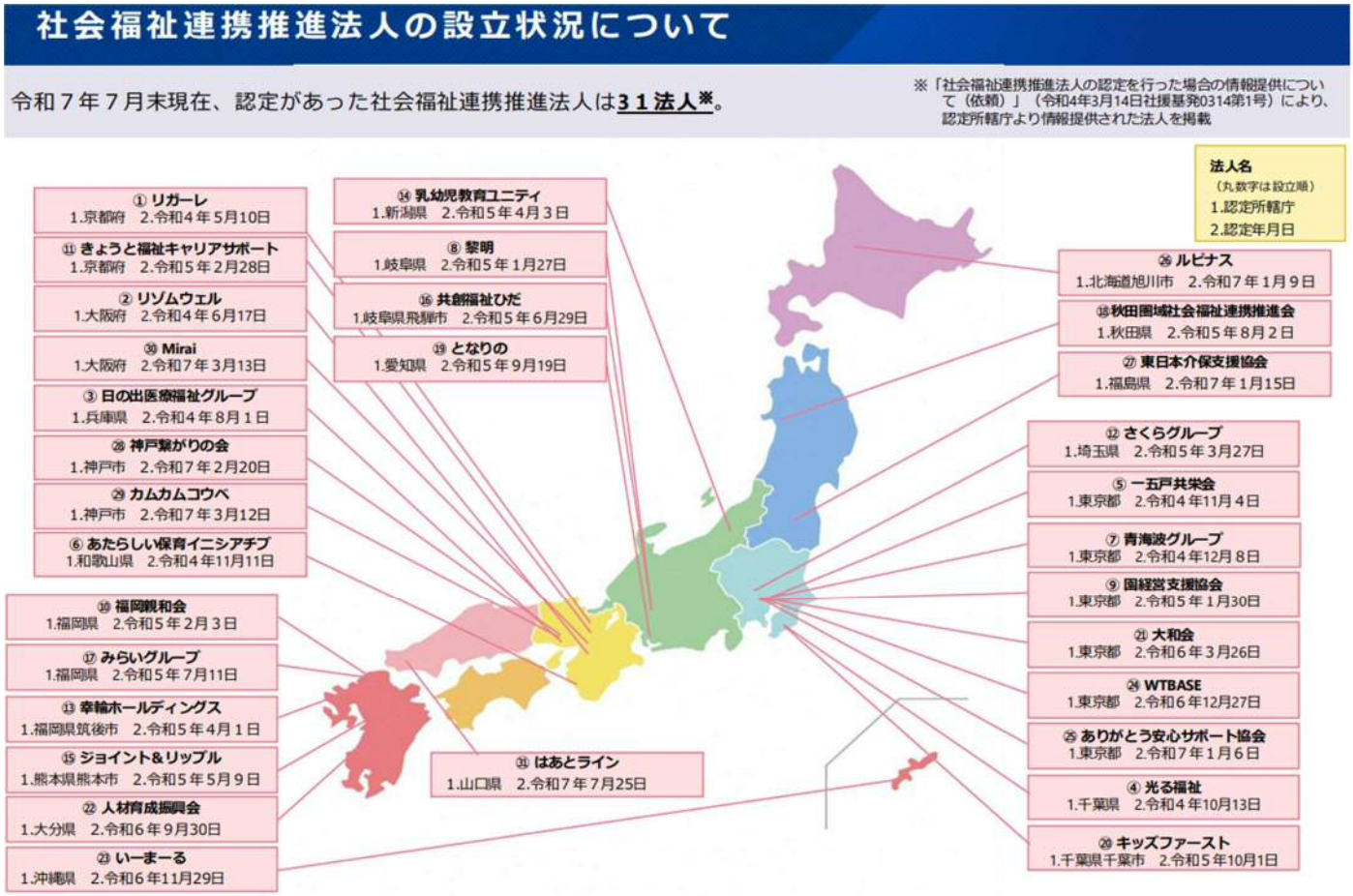

4. 高齢者

＜会　　議＞

社会保障審議会介護給付費分科会　介護報酬改定検証・研究委員会

◇第 31 回（2025.7.25）

- 7 月 25 日、厚生労働省は第 31 回社会保障審議会介護給付費分科会　介護報酬改定検証・研究委員会（委員長：松田晋哉福岡国際医療福祉大学教授）を開催した。
- 今回は、令和 6 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和7年度調査）の調査票等について協議が行われた。
- 協議にあたっては、下記 4 つの調査事業について調査概要および調査票案が示され、協議が行われた。

（1）高齢者施設等と医療機関の連携体制及び協定締結医療機関との連携状況等にかかる調査研究事業（案）

（調査目的）施設サービス及び居住系サービスについて、協力医療機関との連携の実態や施設等における医療提供の実態、協定締結医療機関との連携状況を調査することで、今回の計画期間中における連携体制の更なる推進及び次期改定に向けた検討に資する基礎資料を作成する

（2）令和6年度介護報酬改定における LIFE の見直し項目及び LIFE を活用した質の高い介護の更なる推進に資する調査研究事業（案）

（調査目的）令和 6 年度介護報酬改定における LIFE の見直し項目による効果について調査を行う。また、令和 5 年度事業に引き続き、LIFE 関連加算算定事業所における LIFE の利活用の実態及び課題の把握、LIFE 関連加算未算定事業所における LIFE 導入への課題の把握を行い、LIFE の利活用に向けた検討を行う。

（3）一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業（案）

（調査目的）令和 6 年 4 月の貸与と販売の選択制導入後の検証及び今後の検討のため、貸与と販売の選択制の対象となる一部の福祉用具に係る貸与・販売の請求実績や、福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所と福祉用具の導入に係る計画を作成する居宅介護支援事業所間の業務の連携の実態について基礎資料を得る。

（4）介護現場における生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくりに資する調査研究事業（案）

（調査目的）介護現場におけるテクノロジーの導入・活用状況やその効果について把握するとともに、令和 6 年度介護報酬改定の効果検証を実施し、更なる介護現場の生産性向上の方策を検討するための課題等の整理を行う。

社会保障審議会介護保険部会

◇第 123 回（2025.7.28）

- 7 月 28 日、厚生労働省は第 123 回社会保障審議会介護保険部会（部会長：菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授）を開催し、「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会とりまとめについての報告および、関係者ヒアリングを行った。
- ヒアリングでは長崎県、鈴木俊文静岡県立大学短期大学教授、柏市、より「離島・中山間地域等の現状・施策」「介護人材確保策における課題とプラットフォーム機能」「地域包括ケアシステムの推進におけ

る相談支援体制の現状と課題」について報告が行われた。

◇第 122 回（2025.6.30）

- 6 月 30 日、厚生労働省は第 122 回社会保障審議会介護保険部会（委員長：菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授）を開催し、「『地域共生社会の在り方検討会議』中間とりまとめ」「介護保険制度に関するその他の課題」について報告・協議を行った。
- 「介護保険制度に関するその他の課題」についてでは、下記のとおり論点が示された。

（身寄りのない高齢者等への支援）

〇身寄りのない高齢者への対応を含めて、医療・介護を始めとする多様な関係機関との連携を進めながら、地域において必要な相談機能の確保や既存のプラットフォームの活用を進めるため、どのような方策を進めていくべきか。

（成年後見制度）

〇第二期成年後見制度利用促進基本計画の中間検証においては、成年後見制度利用支援事業（全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、制度の申立てに要する経費や後見人等の報酬を助成する事業）について、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬等を含めること等の指摘がされており、今後、法制審議会における議論も踏まえた上で、成年後見制度利用支援事業のあり方について検討していく必要があるが、どのように考えるか。

（高齢者虐待防止）

〇近年、高齢者の住まいが多様化しているなか、法制定時には想定されていなかった「養介護施設」に該当しない施設や、60 歳以上 65 歳未満も入居しているサ高住等においての虐待事案や養護者に該当しない同居する者からの虐待が発生しているところ、どのような虐待防止対策が必要か。

〇令和5年度対応状況等調査結果における施設種別ごとの虐待の発生状況等を踏まえ、更にどのような方策を講じていくべきか。

〇令和 6 年度介護保険報酬改定により、全てのサービス種別の運営基準において身体拘束は原則禁止されたが、取組の実効性の確保にはどのような方策が有効か。

〇再発防止に資する事例検証や事業所への指導等に係る体制整備が低調であるなか、自治体による PDCA サイクルの構築を推進するためどのような方策が考えられるか。

〇都道府県による市町村への支援の強化についてどのような方策が考えられるか。

（リスクマネジメント）

〇介護現場においてより良いケア等を実現し、利用者の QOL を向上させる観点から、国でデータベースを整備し、データをもとに傾向及び原因分析を行い、事故発生の防止に有用な情報を介護現場にフィードバックする仕組みについて、どのような分析手法やフィードバックの方策が有効と考えられるか。その際、国・都道府県・市区町村にそれぞれどのような役割が求められ、どのように相互に連携していくべきか。

〇介護現場の安全性の確保について、事故の発生・再発防止の推進の観点から、介護保険施設以外の介護サービスにおける事故防止対策のために、どのような方策が考えられるか。

〇全国レベルで必要な情報の収集や分析を行い、事故発生の防止に有用な情報を介護現場にフィードバックする観点から、どのような様式の見直しや制度的な枠組みが必要と考えられるか。

〇有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅といった高齢者向け住まいの運営においては、事故防止措置や事故が起きた場合の対応が義務付けられていない。全国的な事故防止の PDCA サイクルを構築することが求められているなか、高齢者住まいにおいてどのような方策が考えられるか。

「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会

◇とりまとめ（2025.7.25）

- 7 月 25 日、厚生労働省は、「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（座長：野口晴子早稲田大学政治経済学術院教授）とりまとめを公表した。
- 「2040 年に向けたサービス提供等のあり方」検討会では、高齢者施策を中心に議論を行い、4 月 10 日に「中間とりまとめ」を行った。その後、2040 年に向けた障害福祉や保育などの福祉サービスとの共通課題（サービスモデル、人材確保と職場環境改善・生産性向上、法人等の経営支援、連携推進法人等）について議論が行われていた。
- 「とりまとめ」では、共通課題に係る方向性等が追記された。
- とりまとめでは、「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」として「地域包括ケアシステムを深化し、全ての地域において、利用者等が適切に介護や医療等のサービスを受けながら自立して日常生活を営めるよう、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供体制を関係者の連携のもと確保するとともに、介護人材はじめ福祉人材が安心して働き続けることができる環境を整備し、福祉人材や利用者等が地域で活躍できる地域共生社会を構築する」としている。
- また、共通課題への対応について、下記事項等が追記されている。

  〇地域のサービス需要に応じた提供体制や支援体制について、障害福祉、保育においてもその特性を踏まえつつ、高齢者介護と同様に構築。

  〇特に、中山間・人口減少地域では配置基準の弾力化など柔軟な対応が必要。保育については、保育機能の維持・確保のために多機能化等を推進していくことが必要。

  〇社会福祉連携推進法人をはじめ、事業者間の連携・協働化を促進して提供体制を構築することが重要。

  〇中山間・人口減少地域においてサービス維持のため、介護、障害福祉、保育などの福祉施設等について、横断的な観点も含め、既存施設の有効活用・地域の実情に応じた柔軟な活用も重要。

  〇その際、国庫補助返納に関する規制の緩和を併せて行っていく必要がある。 等
- 本とりまとめは、社会保障審議会介護保険部会や社会保障審議会福祉部会等の関係審議会に報告し、制度改正に向けた議論を行っていくこととしている。

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会　とりまとめ（概要）　令和７年７月25日

地域における「連携」を通じたサービス提供体制の確保と地域共生社会

〇 2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、事業者など関係者の連携を図り、サービス需要に応じた介護、障害福祉、こどもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要。

〇 地域住民を包括的に支えるための包括的支援体制の整備も併せて推進することで、地域共生社会を実現。

2040年に向けたサービス提供体制等のあり方（概要）

2040 年に向けて、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等が増加するとともに、地域のサービス需要が変化する中、地域包括ケアシステムを深化し、全ての地域において、利用者等が適切に介護や医療等のサービスを受けながら自立して日常生活を営めるよう、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供体制を関係者の連携のもと確保するとともに、介護人材はじめ福祉人材が安心して働き続けることができる環境を整備し、福祉人材や利用者等が地域で活躍できる地域共生社会を構築

基本的な考え方

① **「地域包括ケアシステム」を深化**：2040年に向けて、医療・介護、介護予防、認知症ケアへの切れ目のない提供（地域の提供体制確保）

② **地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制確保**：高齢者の介護サービス需要に地域差。2040年にかけた需要の変化を踏まえた対応

③ **人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援**：処遇改善など人材確保の取組の充実。地域単位でも専門機関等の関係者が連携して支援を行い、雇用管理による人材の定着、テクノロジー導入・タスクシフト/シェア、協働化など経営改善をあわせて図っていく

④ **地域の共通課題と地方創生**：介護をはじめ福祉の現場は特に地方において地域の雇用や所得を支える重要なインフラ。人手不足、移動の課題、生産性向上の必要性など、他分野と共通課題。その解決に向け、関係者が連携して地域共生社会を構築し、地方創生を実現

方向性

※わかりやすさの観点から、本文の構成とは一部異なる。

（1）人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制や支援体制の構築

2040年に向けて、地域における人口減少・サービス需要の変化に応じ、全国を主に３つの地域に分類して、テクノロジー等も活用し、高齢者介護について、その地域の状況に応じたサービス提供体制や支援体制を構築

○ 「中山間・人口減少地域」：サービスを維持・確保するための柔軟な対応

・ サービス需要が減少する中、様々なサービスを組み合わせて維持・確保できるよう、地域のニーズに応じた柔軟な対応（配置基準等の弾力化、包括的な評価の仕組み、訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化、市町村事業によるサービス提供などの検討）

・ 地域の介護機能の維持等のため、地域の介護を支える法人等への支援、社会福祉連携推進法人の活用促進

○ 「大都市部」：需要急増を踏まえたサービス基盤整備のための適切な対応

・ サービス需要が急増する中、公と民の多様なサービスに加え、ICTやAI技術など民間活力も活用したサービス基盤の整備

・ 重度の要介護者や独居高齢者等に対応可能な、ICT技術等を用いた24時間対応可能な効率的かつ包括的なサービスの検討

○ 「一般市等」：サービスを過不足なく確保するための適切な対応

・ サービス需要が増減する中、既存の介護資源等を有効活用しサービスを過不足なく確保。将来の需要減少に備えた準備と柔軟な対応

○ 支援体制の構築

・ サービス提供体制の変化の中、他分野とも連携した支援体制が必要。医療も含め、地域における介護サービス提供体制の状況をエリア別に見える化し、地域で状況把握・分析、関係者間の共有・議論。介護保険事業計画等のあり方の議論の中で位置づけを検討

＜福祉サービスとの共通課題への対応＞

・ 地域のサービス需要に応じた提供体制や支援体制について、障害福祉、保育においてもその特性を踏まえつつ、高齢者介護と同様に構築。特に、中山間・人口減少地域では配置基準の弾力化など柔軟な対応。保育は多機能化も推進

・ 社会福祉連携推進法人をはじめ、事業者間の連携・協働化を促進して提供体制を構築することが重要

（2）人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援

2040年に向けて、生産年齢人口が減少する中、介護人材確保は最大の課題。処遇改善をはじめとする人材確保の取組を進めるとともに、地域単位でも、専門機関等の連携を図り、雇用管理・生産性向上、事業者間の協働化など、経営改善に向けた支援を実施

○ 国や地方における介護人材確保に向けた取組

・ 賃上げや処遇改善の取組の推進　・ 地域における人材確保状況等の見える化・精緻な分析、対策の検討

・ 地域の公的な機関等の連携やプラットフォーム機能の充実等（（4）で詳述）

・ 入門的研修の強化、業務の整理・切り出し、タスクシェア/人材シェア、多様な人材とのマッチング

・ 若い世代に向けた介護の魅力向上　・ 常勤化支援　・ 外国人材の定着支援や就労・生活環境整備　・ 養成施設の環境整備

○ 雇用管理等による介護人材の定着に向けた取組

・ 介護事業者の適切な雇用管理（ハラスメント対策含む）　・介護人材の多様なキャリアモデルの見える化・キャリアアップの仕組み

・ オンラインを含めた教育・研修への位置付け、試験制度における取組

○ 職場環境改善・生産性向上の取組

・ 生産性向上による業務効率化等で得た時間で職員への投資を図り、質の向上や介護人材定着を促すことが重要

・ テクノロジー導入・運営支援、介護助手等によるタスクシフト/シェア　・団体等と連携したテクノロジー等の普及

・ デジタル中核人材の育成、科学的介護の推進、生産性相談窓口による伴走支援。介護記録ソフトやAIなど在宅の技術開発、研究

○ 介護事業者の経営改善に向けた支援

・ 都道府県単位で雇用管理・生産性向上など経営支援の体制の構築（地域の専門機関や専門職等との連携）

○ 他事業者との協働化、事業者間の連携、大規模化

・ 小規模の良さを活かし、大規模化によるメリットを示しつつ、間接業務効率化や施設・設備の共同利用など、協働化や事業者間連携をまずは推進。大規模化を事業者間でも進めるとともに、社会福祉連携推進法人の活用が進む仕組みを検討

＜福祉サービスとの共通課題への対応＞

・ 介護分野と同様の課題を有しており、障害福祉、保育それぞれの分野の特性に応じそれぞれ取組を推進（各分野での業務の標準化やテクノロジー導入等）

・ 地域の事業者や関係者間の連携は、人材確保、職場環境改善・生産性向上、経営支援のため重要

（3）地域包括ケアとその体制確保のための医療介護連携、介護予防・健康づくり、認知症ケア

2040年に向けて、地域包括ケアシステムを深化させ、医療・介護、介護予防、生活支援等の包括的な確保を図る必要があり、そのためには、地域資源を把握・分析し、様々なサービスや事業の組み合わせや連携を図っていく必要

○ 地域包括ケアとその体制確保のための医療介護連携

・ 地域包括ケアにおける医療介護連携の強化。退院して在宅復帰するまでの老人保健施設、地域の中小病院等の医療機関の役割が重要（医療・介護資源の地域差を踏まえて対応していく必要）

・ 地域の医療・介護状況の見える化・状況分析と2040年に向けた介護・医療連携の議論（地域医療構想との接続）

○ 介護予防・健康づくり、介護予防・日常生活支援総合事業等

・ 地域リハビリテーション体制、「通いの場」の取組、サービス・活動C、一体的実施等の介護予防関連施策の連携と専門職等の適切な関与の促進

・ 総合事業の充実やインセンティブ交付金の改善　・ 介護予防支援拠点の整備

○ 認知症ケア

・ 医療、介護、生活支援、権利擁護・意思決定支援等に加え、地域におけるインフォーマルな支援の推進

（4）福祉サービス共通課題への対応（地域における「連携」と地域共生社会）

2040年に向けて、中山間・人口減少地域をはじめ、地域において分野ごと及び分野を超えた事業者の連携や関係者の連携を更に進め、福祉サービス提供体制や支援体制を構築していく必要。こうした福祉サービス提供体制等の確保に向けて下記の方策を行うことで、地域住民を支えるための包括的支援体制の整備もあわせて推進し、地域共生社会の実現を図っていく。

○ 法人等の経営支援、社会福祉連携推進法人のあり方

・福祉医療機構（WAM）による優遇融資に加え、経営サポート事業、分析スコアカードの活用による法人の経営課題の早期発見・早期対応・法人間の合併に係るマッチング支援や手続の明確化

・地域の中核的なサービス提供主体がバックオフィス業務をとりまとめるなど、地域において協働化や連携を進めていく仕組みについて、そのインセンティブの検討

・社会福祉連携推進法人において、一定の要件の下で社会福祉事業の実施等によるサービス提供体制確保・協働化の推進、事務負担軽減

○ 人材確保等に係るプラットフォーム機能の充実

・都道府県単位で、関係者間で地域の現状共有、課題認識、協働して課題解決に取り組むためのネットワーク機能の充実

・「人材確保・定着」「職場環境の改善、生産性向上・経営支援」「介護のイメージ改善・理解促進」など地域の個別課題に応じたプロジェクトを創設し実践的な取組を推進、公的機関による支援、リカレント教育の実施

・介護分野に限らず、福祉人材全体の確保につながるよう機能の充実、多様な専門職に係る関係機関との連携と多職種協働の推進

○ 地域の実情に応じた既存施設の有効活用等（財産処分等に係る緩和）

・ 中山間・人口減少地域においてサービス維持のため、介護、障害福祉、保育などの福祉施設等について、横断的な観点も含め、既存施設の有効活用・地域の実情に応じた柔軟な活用

・ 不動産の所有要件、転用・貸付・廃止に係る補助金の国庫返納に関する規制の緩和の検討（経過年数10年未満の場合の全部転用等）

今後の予定 本とりまとめは、社会保障審議会介護保険部会や社会保障審議会福祉部会等の関係審議会に報告し、制度改正に向けた議論を行っていく。

◇第 9 回（2025.7.24）

▶ 7 月 24 日、厚生労働省は、第 9 回「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（座長：野口晴子早稲田大学政治経済学術院教授）を開催し、とりまとめ（案）について協議が行われた。

◇第 8 回（2025.6.23）

▶ 6 月 23 日、厚生労働省は、第 8 回「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（座長：野口晴子早稲田大学政治経済学術院教授）を開催し、「課題と論点に対する構成員の意見・ヒアリング内容を踏まえた検討の方向性等（案）」が示され、協議が行われた。

▶ 次回の会合で、とりまとめが行われる予定。

▶ 「検討の方向性（案）」では、今後人口が減少する地域を念頭に、福祉施設の転用に関する規制緩和などが盛り込まれている。

○現行制度では、社会福祉法人が国庫補助を受けて福祉施設を建て、10 年未満で転用する場合は、原則、補助金の国庫返納が必要。しかし、既存施設の有効活用の観点から、不動産所有の要件や転用、貸付・廃止に係る補助金の規制について、一定の条件で緩和する仕組みの検討が必要。

○介護保険施設の一部で障害福祉サービスや保育を行う場合も返還を求めないよう、柔軟な制度の枠組みの検討が必要。

○福祉サービスを維持するために必要な場合は、社会福祉連携推進法人制度などを活用し土地・建物の貸与を受けた新たなサービス主体の社会福祉事業への参入可能とする。

○社会福祉法人がやむを得ず解散する場合、施設等を自治体に帰属させ、自治体の関係者が地域でも必要なサービスに活用できるようにするなどの検討が必要。

▶ また、人材確保については、人材確保等に係るプラットフォーム機能の充実をはかるとし、その際の事務局機能については、福祉人材センターが都道府県と連携しながら担うことを念頭に置きつつ、地域の実情に応じて設定できるようにすること、などが示された。

課題と論点に対する構成員の意見・ヒアリング内容を踏まえた検討の方向性等（案）

－抜粋－

1 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービスモデルの構築や支援体制に係る福祉サービスの共通課題等

（3）検討の方向性（案）

（施設の転用等）

○ 現行制度では、社会福祉法人が社会福祉事業を行うにあたって、一部例外はあるものの、原則として土地・建物の所有権を有する必要がある。加えて、社会福祉法人、医療法人等が

施設等の財産を有している場合で、取得の際に国庫補助がなされている場合においては、転用・貸付の後に社会福祉事業を行う場合であっても、財産取得から 10 年未満の転用の場合（補助対象事業を継続した上で一部転用する等の場合を除く。）等には、原則補助金の国庫返納が必要となっているところ。

○ 特に中山間・人口減少地域において不可欠な福祉サービスを維持するために、既存の施設等も有効活用する観点から、新たなサービス主体による社会福祉事業の参入とそれを可能とする貸付をしやすくするとともに、地域の実情に応じた施設等の柔軟な活用を可能とするために、上記の不動産の所有に係る要件や転用・貸付・廃止に係る補助金の国庫返納に関する規制について、一定の条件を付した上で緩和する仕組みの検討が必要。

○ サービス需要が減少する中、施設等の整備について今後その機能を柔軟に変更していく必要。介護保険施設の一部で障害福祉サービス、保育等を行う場合に、元々の補助金の目的範囲外での返還を求められることのないよう、地域密着の施設から広域型施設への転用、10 年以内の一部転用の緩和等を行うなど、柔軟な制度的な枠組みの検討が必要。

○ これらの検討に当たって、具体的には、例えば、中山間・人口減少地域において不可欠な福祉サービスを維持するために必要な場合には、社会福祉連携推進法人制度を活用しながら、土地・建物について貸与を受けた新たなサービス主体が、当該地域への社会福祉事業への参入を可能とすることが考えられる。

2 人材確保と職場環境改善・生産性向上（DX）に係る福祉サービスの共通課題

（人材確保等に係るプラットフォーム機能の充実）

○ 介護人材確保に向けたプラットフォームについては、都道府県単位で、関係者間（介護事業者・介護福祉士養成施設・公的機関等）で地域の現状の共有を図るとともに、各地域における課題を認識し、協働して課題解決に取り組むためのネットワークの役割が期待されるところ。その際、事務局機能については、福祉人材の確保を目的として設置される福祉人材センターが都道府県と連携しながら担うことも念頭に置きつつ、地域の実情に応じて設定できるようにすることも必要。

有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会

◇これまでの議論の整理（2025.6.25）

- 6 月 25 日、厚生労働省は有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会のこれまでの議論の整理をとりまとめた。
- 議論の整理では、（1）有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方、（2）有料老人ホームの指導監督のあり方、（3）有料老人ホーム等における囲い込み対策のあり方についてそれぞれこれまでの協議における主な意見を整理している。
- 本整理をふまえ引き続き検討を行い、秋頃に取りまとめる予定としている。

有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会　開催経緯

趣旨・目的

- 地域包括ケアシステムにおいて、医療・介護等のサービスが包括的に提供される前提となる高齢者の住まいの確保は重要であり、そのニーズの高まりや多様化に伴い、有料老人ホーム(※)の数は増加するとともに、提供されるサービスも民間の創意工夫により多様化している。一方、**入居者に対する過剰な介護サービスの提供（いわゆる「囲い込み」）に加え、入居者保護や入居者紹介事業をめぐる事案など、有料老人ホームの運営や提供されるサービスに関する透明性・質の確保に関する課題**もある。　（※）サ高住の約96%は有料老人ホームに該当
- こうした状況を踏まえ、**有料老人ホームの多様な運営方法やサービスの提供実態を把握**するとともに、多様なニーズに対応しつつ、**運営やサービスの透明性・質の確保を図るための方策等**を検討。

構成員等

井上由起子　日本社会事業大学専門職大学院教授
植村　健志　一般社団法人全国介護付きホーム協会副代表理事
江澤　和彦　公益社団法人日本医師会常任理事
川田　力也　民間介護事業推進委員会代表委員
木本　和伸　大阪府福祉部高齢介護室介護支援課長
倉田　賀世　熊本大学法学部教授
○駒村　康平　慶應義塾大学経済学部教授
高野　龍昭　東洋大学福祉社会デザイン学部教授
田母神裕美　公益社団法人日本看護協会常任理事
中澤　俊勝　公益社団法人全国有料老人ホーム協会理事長（高齢者住まい事業者団体連合会副代表幹事）
濵田　和則　一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長
北條　雅之　横浜市健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課長
保木口知子　独立行政法人国民生活センター理事
宮本　俊介　一般社団法人高齢者住宅協会住宅・住生活部会部会長
矢田　尚子　日本大学法学部准教授
（オブ）
里村　浩　公益社団法人全国老人福祉施設協議会事務局長兼常務理事
村上かおる　一般社団法人全国介護事業者連盟事務局長
津曲　共和　国土交通省住宅局安心居住推進課長

（6月20日時点）

これまでご議論・ご意見いただいた事項

（1）有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方

（ⅰ）有料老人ホームにおけるサービスの質の確保等
有料老人ホームをはじめとする高齢者住まいの役割、有料老人ホームにおける介護・医療サービスの質の確保、安全性の確保、

（ⅱ）利用者による有料老人ホームやサービスの適切な選択
入居契約の性質や契約規則の必要性、望ましい情報提供のあり方、入居契約時において説明されるべき事項、高齢者や家族等への意思決定支援の必要性、入居者紹介事業の役割と課題、入居者紹介事業の透明性や質の確保等について

（ⅲ）有料老人ホームの定義について

（ⅳ）地域毎のニーズや実態を踏まえた介護保険事業（支援）計画の作成に向けた対応

（2）有料老人ホームの指導監督のあり方
届出制や標準指導指針による現行制度の課題、参入時の規制のあり方、標準指導指針や参入後の規制のあり方、行政処分の限界と対応の方策

（3）有料老人ホーム等における囲い込み対策のあり方

（ⅰ）住宅型有料老人ホームにおける介護サービスの提供
出来高報酬型の介護保険サービス等が一体的に提供されている事業経営モデルの問題点、当該事業経営モデルにおけるケアマネジャーの独立性・中立性の確保、当該事業経営モデルにおける事業運営の透明性の向上

（ⅱ）特定施設入居者生活介護
特定施設への移行や外部サービス利用型の活用促進等について

開催状況・今後のスケジュール

（第1回）2025年 4月14日（月） 現状・課題について
（第2回）2025年 4月28日（月） ヒアリング等
（第3回）2025年 5月19日（月） ヒアリング等
（第4回）2025年 6月20日（金） これまでの議論の整理（案）

➡ **第4回までの意見を反映した「議論の整理」を公表し、引き続き検討を深め、秋頃とりまとめ**

これまでの議論の整理（概要①）

※「議論の整理」の主な意見を抜粋及び要約

1．有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方

（ⅰ）有料老人ホームにおけるサービスの質の確保等

（有料老人ホームをはじめとする高齢者住まいの役割）
◆ 有料老人ホームなどの高齢者向け住まいは、地域包括ケアシステムの中核としての役割が期待されるのではないか。
◆ 高齢者向け住まいにおいても看取りの対応が進んでおり、人生の最期まで尊厳が保たれるサービスになっていくべきではないか。

（有料老人ホームにおける介護・医療サービスの質の確保）
◆ 住宅型有料老人ホームのうち、要介護者の受入が可能で、介護サービスの提供体制を備えているホームは、入居者の介護サービスの選択や提供、質の確保に大きな影響を与える可能性があり、特に入居者保護の必要性が高いのではないか。
◆ 介護・医療ニーズや夜間・緊急時対応を想定した職員配置基準や、施設管理者に対する資格基準、重度者対応に関する研修の実施、指針の整備、虐待防止に関する取組の基準等が必要ではないか。
◆ 法人としての考え方や方針、計画などを十分に確認できる仕組みが必要ではないか。

（有料老人ホームにおける安全性の確保）
◆ 中重度の要介護者を含む入居者に対して、有料老人ホームや併設サービスの責任の所在や範囲が不明確ではないか。重度になっても住み続けられるというホームに関しては、最低限の人員配置基準が法令上定められることが必要ではないか。
◆ 介護施設と同様に、虐待防止、事故防止や事故報告義務が必要ではないか。

（ⅱ）利用者による有料老人ホームやサービスの適切な選択

（望ましい情報提供のあり方）
◆ 有料老人ホームや高齢者向けサービスの選択においては、専門知識や交渉力の不足を補い、入居を希望する高齢者が適切な判断を下せる仕組みが必要ではないか。
◆ 介護保険サービスの提供体制の有無、ホームと介護サービス提供主体との関係、入居者の要介護度や病態に応じた受入れの可否、主たる介護サービス事業者や協力医療機関の情報等を公表し情報の透明性を高めるべきではないか。

（入居契約時において説明されるべき事項）
◆ 住宅型有料老人ホームやサ高住の入居契約について、丁寧な説明や、契約の透明性を高める必要があるのではないか。
◆ 施設の運営方針や介護保険施設等との相違点、独自サービスや家賃以外の費用の内容、表示価格には介護サービスが含まれていないこと、将来的な家賃や契約変更の可能性等を、契約書や重要事項説明書に基づく事前説明・事前交付、ＨＰなどへの明記が必要ではないか。
◆ 要介護や医療処置を必要とする状態になった場合に、外部サービス等を利用しながら住み続けられるか、看取りまで行われるか、退去を求められるかについて、事前説明と契約書への明記が必要ではないか。

（高齢者や家族等への意思決定支援の必要性）
◆ 信頼性の高い情報が公開された上で、判断能力が衰えた高齢期に高齢者やその家族が自ら適切に選択し意思決定できるため、より丁寧で個別性の高い支援が必要ではないか。
◆ 入院中であっても、本人が納得して選択できるよう、日常的な医療機関と高齢者住まいとの連携を充実していくことが必要ではないか。

（入居者紹介事業の役割と課題）
◆ 入居者紹介事業者は、単なる住まいの紹介ではなく、高齢者や家族の意思決定支援も担い得ることを認識し、責任を持って事業を行う必要があるのではないか。
◆ 入居者紹介事業者は、入居希望者と有料老人ホームをつなぐ役割を担っているが、契約関係が明確ではなく、また、紹介料の金額の公表も含めた透明性を高める仕組みが必要ではないか。

1．有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方（続き）

（ⅱ）利用者による有料老人ホームやサービスの適切な選択

（入居者紹介事業の透明性や質の確保）

◆ 高齢者自身の情報処理能力の低下という脆弱性を踏まえ、入居者紹介事業者の役割の啓発や、入居者紹介事業者と有料老人ホーム運営事業者との契約関係・責任関係の明確化が必要ではないか。

◆ 紹介事業者には、高齢者に対する意思決定支援・権利擁護の機能を持つことが期待されることから、マッチング方法や紹介手数料の設定方法等を情報公開して透明性を高めるとともに、入居紹介事業者を消費者目線で検索できるようにすべきではないか。

◆ 高齢者住まい事業者が、紹介事業者の活用の有無、手数料の算定方法などを情報公開することも検討できるのではないか。その際、紹介事業者に求められる専門性や義務・責任等について、一定のガイドラインを示すべきではないか。

◆ 行動指針に則った事業運営ができているか、確実に担保する仕組みが必要。届出制や登録制の導入、国が認める資格制度の検討などが必要ではないか。

（ⅲ）有料老人ホームの定義について

◆ 自治体によっては、自立者のみが入居する高齢者向け住まいであっても、併設レストランがあることを「食事の提供」とみなして有料老人ホームと判断され、夜間の人員配置やスプリンクラーの設置等が課されることが、住宅事業を行う事業者の参入の阻害要因となっているのではないか。

（ⅳ）地域毎のニーズや実態を踏まえた介護保険事業（支援）計画の作成に向けた対応

◆ 自治体が計画策定を行うにあたって、住宅型有料老人ホームの利用者像、給付状況、利用実態の把握や、高齢者施設や在宅とのデータ比較が困難であることから、簡便に住宅型ホームに係る情報を把握できる仕組みが必要でないか。

2．有料老人ホームの指導監督のあり方

（届出制や標準指導指針による現行制度の課題）

◆ 妥当性を担保できない事業計画であっても、届出により開設が可能で、事業停止命令等の重大な処分を受けたとしても、無条件で新規開設が可能であり、自治体の指導権限に限界があるのではないか。

◆ 届出制において多様な事業者の参入が可能である一方、高齢者福祉への理解が不十分な事業者も参入できる可能性があるため、高齢者福祉の視点に基づく行政関与や私的自治への一定の修正が必要ではないか。

◆ 有料老人ホームの標準指導指針は行政指導であり強制力を持たないため、改善に応じない事業者が一定数存在する。現行の標準指導指針の文言整理や修正を通じて、適切に介入できるようにすることが必要ではないか。

◆ 民間事業者の参入意欲を損なわないよう、過度な規制は避けるべきではないか。

（参入時の規制の在り方）

◆ 経営状況やコンプライアンスに関わる問題に関しては、都道府県が事前・事後のチェックを行う仕組みを検討すべきではないか。

◆ 住宅型有料老人ホームに対して、利用者保護の必要性がとりわけ高い場合、（許可制の一種としての）登録制といった新たな規制の導入を検討すべきではないか。

◆ 一部の問題事例への対応が多くの事業者の生産性を阻害することのないよう、またローカルルールが発生しない明確な規制であるべきではないか。

（標準指導指針や参入後の規制のあり方）

◆ 標準指導指針に法的拘束力を持たせることにより、サービスの質や透明性の確保につながるのではないか。

2．有料老人ホームの指導監督のあり方（続き）

（行政処分の限界と対応の方策）

◆ 悪質な事業者に対する事業制限や停止命令を検討する場面もあるが、明確な処分基準が存在しないため、介護保険法のように統一的な基準を設けることが有効ではないか。

◆ 不適切運営により処分を受けた事業者や役員等の組織的関与が認められる場合、一定期間、事業所の開設を制限する制度の導入も検討が必要ではないか。

◆ 経営継続が困難と見込まれる事業者に対しては、迅速な事業停止命令等の行政処分を可能とすることが必要ではないか。

◆ 併設サービスとの関係で家賃を減免している契約書もあるため、まず契約書の適切性をチェックすることが重要ではないか。

3．有料老人ホームにおけるいわゆる「囲い込み」対策のあり方

（ⅰ）住宅型有料老人ホームにおける介護サービスの提供について

（出来高報酬型の介護保険サービス等が一体的に提供されている事業経営モデルの問題点について）

◆ 入居費用を抑える一方で過剰なサービスを前提としたケアプランに基づき、必要性に関わらず区分限度支給額の８～９割を利用するなど、併設の介護サービス利用によって収益を補っている事業者が存在するのではないか。

（当該事業経営モデルにおけるケアマネジャーの独立性・中立性の確保）

◆ 利用者によるかかりつけ医やケアマネジャーの選択の自由が保障され、適切なケアマネジメントが行われているかが重要ではないか。

◆ ケアマネジャーに圧力のかからない環境整備が必要であり、ケアマネ事業所やケアマネジャーの独立性を尊重している旨の方針の公表や、施設長や管理者等への研修、相談担当者の設置、入居予定者への重要事項説明等が必要ではないか。

（当該事業経営モデルにおける事業運営の透明性の向上）

◆ 住宅事業と医療・介護事業それぞれの勘定を明確にするため、行政による収支計画等の妥当性の確認や、妥当性が担保されない事業計画に対する事前規制が必要ではないか。

◆ 住宅型有料老人ホームの契約において、入居者の意思と必要性を踏まえ、事業者を選択できることを確実に担保する制度とすべきではないか。

◆ 同一法人の介護事業所がサービス提供する形態は、地域と交流して透明性を高めていくことが必要ではないか。

（ⅱ）特定施設入居者生活介護について

（特定施設への移行に向けた総量規制のあり方）

◆ 入居者が特定施設と変わらないのであれば特定施設への移行を促す必要があり、各地域の高齢者住宅の需要推計を行い、特定施設が必要な地域については、総量規制の撤廃も検討すべきではないか。

◆ 特定施設への移行により、自治体にとっては指導監督がしやすくなる一方、給付費増加のおそれもあるのではないか。事業者にとっては、介護報酬による経営の安定や包括的なケアの提供、職員のモチベーション向上が期待される一方で、人員基準や設備基準に対するハードルがあるのではないか。このため、国として特定施設への移行のメリットを整理・発信していくべきではないか。

（外部サービス利用型特定施設の活用促進）

◆ 一般型特定施設に必要な人員配置基準等の体制確保が困難な場合、外部サービス利用型への指定申請を可能とする仕組みを検討すべきではないか。

◆ 外部サービス利用型特定へ移行すると区分支給限度額が下がるため、メリットがないと移行は進まないのではないか。

◆ 外部サービス利用型における訪問系サービスにおいて人件費を補う報酬が不十分と考えられることから、基準や報酬体系の整備が必要ではないか。

◇第 4 回（2025.6.20）

▶ 6 月 20 日、厚生労働省は第 4 回有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会を開催した。

- 今回は、課題と論点に対する構成員の意見・ヒアリング内容を踏まえた「これまでの議論の整理」（案）が示され、協議が行われた。
- 高齢者の住まい確保のニーズの高まりや多様化に伴い、有料老人ホームの数は増加するとともに、提供されるサービスも民間の創意工夫により多様化している。一方、入居者に対する過剰な介護サービスの提供（いわゆる「囲い込み」）に加え入居者保護や入居紹介業をめぐる事案など、有料老人ホームの運営や提供されるサービスに関する透明性・質の確保が課題とされている。
- 本検討会は、こうした状況を踏まえ、有料老人ホームの多様な運営方法やサービスの提供実態を把握するとともに、多様なニーズに対応しつつ、運営やサービスの透明性・質の確保を図るための方策等について検討を行っている。
- 議論の整理案では、入居者紹介事業の規制を含めた透明性や質の確保について、
  - ○紹介手数料が本人の疾患や状態によって決まることについては、社会保障の観点から問題があり、是正が必要ではないか。
  - ○入居者紹介事業について、届出制や登録制の導入や、国が認める資格制度が検討されるべきではないか。

  等が示された。
- また、有料老人ホームの指導監督のあり方については、
  - ○囲い込みに関して、請求内容と実態に乖離があると疑われる場合でも、書類が整っていればそれ以上囲い込みの立証が困難であり、自治体の指導権限に限界があるのではないか。
  - ○有料老人ホームに関する標準指導指針は行政指導であり強制力を持たないために、改善に応じない事業者が一定数存在し、また現場ごとに標準指導指針の解釈が異なるのではないか。
  - ○指導指針が実効性のあるものとなり、法的に適切に介入できる体制づくりが必要ではないか。

  等が示された。
- 検討会は今後も議論を継続し、今秋にも報告書をとりまとめる予定。

社会保障審議会医療部会

◇第 116 回（2025.7.4）

- 7 月 17 日、厚生労働省は第 116 回社会保障審議会医療部会（座長：遠藤久夫学習院大学長）を開催し地域医療構想、医師偏在対策等の検討体制等について協議を行った。
- 地域医療構想、医師偏在対策等の検討体制については、地域医療構想や医療計画全般に関する事項、医師偏在対策に関する事項等について検討会で議論し、新たな地域医療構想の策定や意思偏在対策の推進等について、令和 7 年度中に一定のとりまとめを行うことが案として示された。
- また、在宅医療・医療介護連携について、第 8 次医療計画(後期)に向けて WG で議論を行い、令和 7 年度中に一定のとりまとめを行うことが案として示された。

高齢者・介護関連サービス産業振興に関する戦略検討会

◇とりまとめ（2025.5.28）

- 5 月 28 日、経済産業省は高齢者・介護関連サービス産業振興に関する戦略検討会（座長：駒村康平慶應義塾大学経済学部教授）報告書取りまとめを公表した。
- 本検討会は高齢者や介護にまつわるサービス産業を、持続可能性を持った形で、いかに地域に実装していくべきかという戦略について、我が国の高齢者がピークを迎える 2040 年を念頭に検討するため設置したもの。
- 本取りまとめでは、高齢者・介護関連サービスの類型や担い手、産業振興上の意義を明確化するとともに、ステークホルダーや地域特性の観点から高齢者・介護関連サービス産業を巡る現状・課題を整理

している。そのうえで、高齢者・介護関連サービス産業振興の目指すべき姿として、「産福共創」というコンセプトを提示し、産福共創実現に向けた戦略を、具体的対応とともに示している。

▶「地域の高齢者福祉課題解決と事業収益性確保の両立を実現することが、これからの地域に必要である」とし、民間企業等が本業に取り組みながら地域への貢献に努力し、商いが地域を助け、地域が商いを助ける仕組みを指す「商助」とも近しい考えでもあり、高齢者・介護関連サービス産業と地域の高齢者福祉関係者が連携・共創する「産福共創モデル」を経済産業省としても支援していくべき」とした。

▶「産福共創」の推進にあたっては、

・サービス事業者は、収益性だけを追い求めるのではなく、地域の実情やエンドユーザーである高齢者が抱える課題・ニーズ等を踏まえた地域課題への貢献意識を持つこと

・自治体をはじめとした高齢者福祉関係者（社会福祉協議会・地域包括支援センター等）は、サービス事業者を地域づくりを共に行う「仲間」として捉え直すことで、サービス事業者が継続的に地域で活動するために必要な経済活動に対して、自治体が有するアセット（資源）等を提供していくこと

が必要であるとしている。

（参考）目指すべき姿：「産福共創」

- **地域の高齢者福祉課題解決**と**事業収益性確保**の両立を実現するためには、**民間企業等が自治体をはじめとした福祉関係者と連携・共創（「産福共創」）**したうえで、経済活動や地域課題へ貢献していくことが重要。

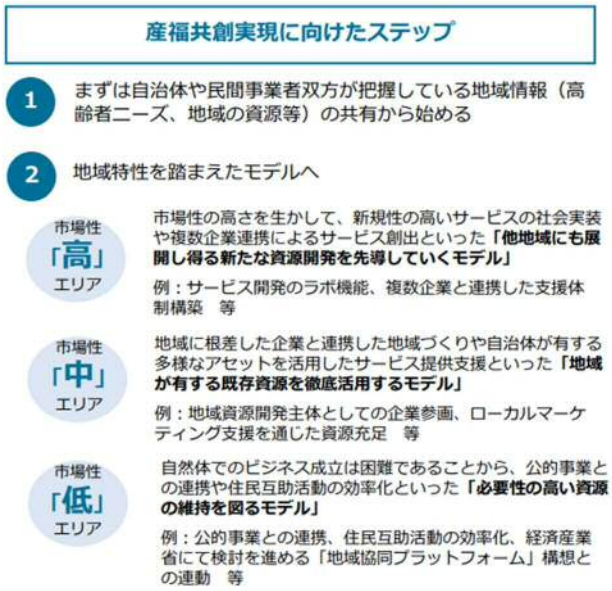

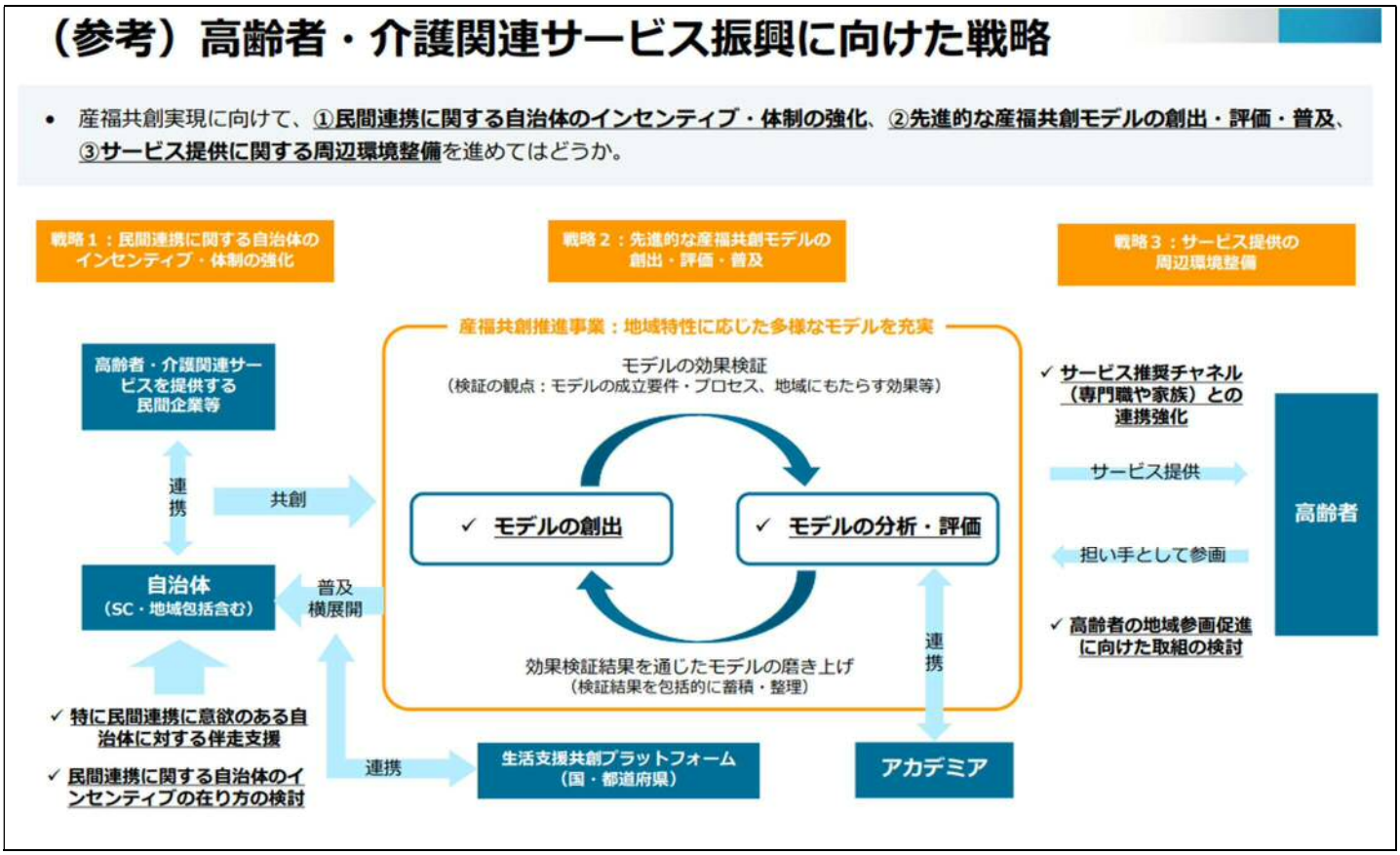

＜通知・公表＞

東京商工リサーチ　2025 年 1-6 月「訪問介護事業者」の倒産動向調査（2025.7.7）

- 7 月 7 日、東京商工リサーチは 2025 年 1-6 月「訪問介護事業者」の倒産動向調査を公表した。
- 調査結果では、2025 年上半期（1-6 月）の「訪問介護」の倒産が 45 件（前年同期比 12.5%増）に達し、2 年連続で過去最多を更新した。
- 内訳は、介護報酬切り下げや利用者の減少などによる売上不振が 38 件（構成比 84.4%）と 8 割を超えた。また、賃上げが進まず、ヘルパーの採用難が一因となった倒産も 6 件発生している。
- また、倒産する事業者の規模も変わりつつあり、これまで倒産は小・零細事業者が大半だったが、従業員 10 名以上が 9 件（前年同期比 125.0%増）、負債 1 億円以上が 6 件（同 100.0%増）、資本金 1,000 万円以上が 6 件（同 100.0%増）と次第に中小・中堅規模に倒産が広がっている。

東京商工リサーチ調べ

5. 障害者

＜会　議＞

社会保障審議会障害者部会

◇第 148 回（2025.7.24）

- 7 月 24 日、厚生労働省は第 148 回社会保障審議会障害者部会（部会長：菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授）を開催した。
- 今回は、障害福祉分野における地域差・指定の在り方について報告・協議が行われた。
- 地域差・指定の在り方について現状の報告が行われた後、論点として下記が示され、協議が行われた。

地域差の是正・指定の在り方に係る主な論点

1　地域差の是正に向けた対応について

○　地域差の現状を踏まえた上で、下記の「2　サービス見込み量と事業者指定（いわゆる総量規制等）の在り方について」「3　指定に当たっての市町村からの意見申出制度の在り方について」も併せて、地域差の是正にあたり、どのような対応が必要となるか。

2　サービス見込量と事業者指定（いわゆる総量規制等）の在り方について

○　総量規制は、障害福祉サービス等の供給が地域のニーズに対して過剰なものとならないよう設けられている仕組みであるが、現在は本制度の対象にはなっていないが、サービス供給量の伸びが大きく、多くの都道府県において見込み量を超えた供給量となっている共同生活援助（グループホーム）に係る総量規制の取扱いについて、どのように考えるか。
○　見込み量の設定は本制度の実施を判断するにあたって重要な指標となるが、地域差の是正の観点も踏まえ、どのように設定するべきか。
○　事業者の指定権限を有する自治体（都道府県、政令市、中核市、事業者指定権限を有する一般市町村）において、実際に総量規制を実施している自治体は１割程度にとどまる。本制度は障害福祉計画の実効性の確保に資するものであるが、地域差是正の観点も踏まえ、その活用を促進することについてどのように考えるか。

3　指定に当たっての市町村からの意見申出制度の在り方について

○　市町村が障害福祉計画に記載した地域のニーズに即したサービス提供体制の確保が図られるよう、本制度の活用促進に向けて、運用フロー例や活用事例、様式例などを示したところ。更なる制度の活用促進に向けて、どのような方策が考えられるか。

4　サービスの質の確保のための方策について

○　障害福祉サービスの実績や経験の少ない事業者が増えていることなどが指摘される中、そのような事業者のサービスの質をどのように担保するか。
○　都道府県等が実施する運営指導・監査について、令和７年度からの見直しの状況も踏まえた上で、さらにどのような取組をするべきか。

◇第 147 回（2025.6.26）

- 6 月 26 日、厚生労働省は第 147 回社会保障審議会障害者部会（部会長：菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授）を開催した。
- 今回は、「第 6 期障害福祉計画の成果目標の実績及び第 7 期障害福祉計画の成果目標」「療育手帳の在り方の検討状況」について協議が行われた。
- 「第 6 期障害福祉計画の成果目標の実績及び第 7 期障害福祉計画の成果目標」では、第 6 期障害福祉計画の成果目標と実績について報告が行われた。
- 「1. 施設入所者の地域生活への移行」についてでは、「令和元年度末時点の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行」の目標値に対して、実績は 4.6%にとどまった。
- 一方、「令和 5 年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減」については、実績は 2.3%と目標値を上回っている。

- また、「3. 地域生活支援拠点等の整備」について、地域生活支援拠点等を1つ以上整備した自治体は 1,741 市町村の内、1,195 市町村と年々増加しているものの、目標値としては、「基本指針を満たす目標値を設定している都道府県」としてその管内のすべての市町村で少なくとも1つの拠点が整備されている都道府県を 39 としていたが、実績としては 8 にとどまっている。
- こうした状況をふまえ、令和 7 年期障害福祉計画の目標集計について下記のとおり示された。

2－1. 第7期計画の成果目標

①施設入所者の地域生活への移行
- 地域移行者数：令和４年度末施設入所者数の６％以上
- 施設入所者数：令和４年度末の５％以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- 精神病床における１年以上入院患者数
- 精神病床における早期退院率：３か月後68.9%以上、６か月後84.5%以上、１年後91.0%以上

③地域生活支援の充実
- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

④福祉施設から一般就労への移行等
- 一般就労への移行者数：令和３年度実績の1.28倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所：就労移行支援事業所の５割以上
- 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④福祉施設から一般就労への移行等（続き）
- 就労定着支援事業の利用者数：令和３年度末実績の1.41倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合：２割５分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等
- 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に１か所以上
- 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- 各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に１か所以上
- 各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置
- 各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置

⑥相談支援体制の充実・強化等
- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

18

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

◇第 47 回（2025.6.25）

- 6 月 25 日、厚生労働省は第 47 回障害福祉サービス等報酬改定検討チームを開催した。
- 会議では、令和 6 年度報酬改定の影響等を把握するとともに、次期報酬改定に向けた基礎資料を得るため、下記のとおり調査を行うことが示された。

障害福祉サービス等報酬改定の検証について

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
第46回（R7.3.27）　資料７

令和６年度報酬改定の影響等を把握するとともに、次期報酬改定に向けた基礎資料を得るため、下記の調査を行う。

調査	概要	R６年度	R７年度	R８年度
障害福祉サービス等経営概況・実態調査	障害福祉サービス等施設・事業所の経営状況等の調査		（経営概況調査）R５・６年度決算における収支差率等を調査	（経営実態調査）R７年度決算における収支差率等を調査
障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査	障害福祉サービス等従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の調査	R５・６年度（各年度９月分）の従事者の給与等を調査	引き続き状況を把握 ※R7年度の処遇の状況は、報酬改定検証調査において７月頃の給与等を把握予定	
		上記調査の他、加算取得状況について国保連データで随時把握		
障害福祉サービス等報酬改定検証調査（※１）	検討チームにおいて検討が必要とされた事項や、報酬改定の効果検証に必要な事項等についての調査	調査項目を設定の上、調査を実施	引き続き調査を実施	
障害者総合福祉推進事業（※２）	障害者施策全般にわたる、引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題についての実態把握や試行的取組	調査項目を設定の上、調査を実施	引き続き調査を実施	

（※１）改定検証調査概要
下記項目についてR６年度報酬改定の影響等を調査
（R６年度）
①生活介護、②就労系サービス、③訪問系サービス、④共同生活援助
⑤計画相談支援・障害児相談支援、⑥意思決定支援・権利擁護
⑦短期入所、⑧障害児通所支援
（R７年度）
①障害福祉人材の確保・処遇状況等、②口腔・栄養ケア等、
③就労系サービス、④訪問系サービス、⑤強度行動障害
⑥障害児通所支援・居宅訪問型児童発達支援

（※２）推進事業公募課題（主なもの）
（R６年度）
・障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方
・共同生活援助における支援内容の明確化及び支援の質の評価
・重度障害者等の就労・就学の支援の在り方　・障害福祉現場における手続負担の軽減　等
（R７年度）
・人口減少下での障害福祉サービスの提供体制の在り方　・事業者指定の在り方
・共同生活援助における運営の適正化・重度障害者への生活支援　・療養介護の在り方
・障害福祉現場の生産性向上　・サービス利用者等の生活実態　等

（注）上記は現時点のスケジュール見込みであり、今後変更があり得る。上記の他、厚生労働科学研究等を活用。

1

- また、令和６年度報酬改定後の主なサービスの動向について報酬算定状況等の報告が行われた後、意見交換が行われた。

障害者の地域生活移行支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会

◇第３回（2025.8.20）

- ８月20日、厚生労働省は第３回障害者の地域生活移行支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会を開催した。
- 今回は、障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に関するこれまでの議論のまとめ（案）が示され、協議が行われた。
- 示されたとりまとめ（案）では、基本的な考え方として下記の事項等が示されている。
  - ○本人の意思・希望が尊重される意思決定支援の推進があらゆる場面で体験や経験を通じた選択の機会を確保し、本人の自己実現に向けた支援を行う必要がある。
  - ○施設から地域生活への移行を支援する機能として、地域と連携した動機付け支援や地域移行の意向確認等に取り組む必要がある
  - ○地域生活を支えるセーフティネットとして、地域での生活が困難となった場合の一時的な入所や、施設の有する知識・経験等の専門性の地域への還元、緊急時や災害時における地域の拠点としての活用を推進する必要がある。
  - ○専門的な支援の更なる推進や、重度化・高齢化した入所者への対応、終末期における看取りまでの支援は、特に障害者支援施設において重要である。
- そのうえで、今後の障害福祉計画の目標の基本的方向性として下記事項等が示されている。
  - ○待機者のニーズの捉え方について、自治体により考え方や把握方法にばらつきがある現状ではあるものの、どのような自治体支援が可能なのかを念頭に置きつつ、その他にとりうる対応等について、

引き続き検討していく必要がある。

〇障害の程度や年齢に応じた目標やグループホームの体験利用等の地域移行へ向けた取組状況の目標を別の目標として設定することについて、現状では、障害の程度や年齢に応じた地域移行の状況を把握できていないため、まずは実態把握の方策も含め、具体的な対応を検討していく必要がある。

〇グループホームにおいても入所施設と同様に、本人の意思・希望が尊重される意思決定支援や、できる限り小規模な生活単位、地域に開かれた運営等を推進する必要がある。

〇限られた人員での質の高いサービスを提供できるよう、障害福祉分野の「省力化投資促進プラン」（令和 7 年 6 月 13 日厚生労働省）も踏まえ、障害者支援施設における生産性向上の取組を推進することが必要である。

〇施設の整備に対する国庫補助については、各自治体に対して基本指針の目標と整合した障害福祉計画の策定を求めるとともに、国庫補助の対象を当該障害福祉計画に基づく施設整備に限るなど、限られた予算の中で重点化を図る必要がある。

▶ 今後の検討に向けては、本検討会の検討内容等を踏まえ、社会保障審議会障害者部会等で議論を継続していくとともに、施設や地域生活支援に係る具体的な報酬のあり方については、事務局において時期報酬改定等に向けて検討する、としている。

◇第 2 回（2025.6.25）

▶ 6 月 25 日、厚生労働省は第 2 回障害者の地域生活移行支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会を開催した。

▶ 今回は、第 1 回での協議をふまえた論点が示され、協議が行われた。

▶ 示された論点に対し、各構成員から意見が出され、身障協三浦副会長からは、下記事項等について発言した。（以下、一部抜粋）

1. 障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿について

（2）各論

②地域移行を支援する機能について

・地域移行を進めるために日中活動を敷地外で実施するべきとあるが、現行の報酬体系の施設入所支援報酬は日中活動を施設内で行うことを前提とした施設入所支援となっており、報酬構造から検討する必要がある。

③地域を支えるセーフティネット機能について

・福祉避難所の「協定」は大半の施設が行っているが、指定は極めて少ない現状である。自治体への周知を行い、「指定」を増やして風水害等の時の事前の避難も可能となるよう働きかけていただきたい。

3. その他

・施設入所者の食費・光熱水費等の負担や補足給付の在り方について、根本的に所得補償のあり方を検討し、その「公平」な制度（支援量に相応しい所得補償）が前提にあってバランスが検討できるのではないか。補足給付のみの支給額だけではなく、居宅介護派遣の時間数等、全体に掛っている経費を網羅して検討する必要があるのではないか（例えば、同じく1日 10 時間介助の必要な人への支給額の公平性等）

・療養介護と生活介護は支給日数が違う。当会員施設には障害支援区分6の方が 67％入居されており、療養介護利用者と変わらない身体状況の利用者が多い身障協の長年のジレンマがある。制度の運用の違いも踏まえて調査をしていただきたい。

障害者政策委員会

◇第 84 回(2025.7.16)

- 7 月 16 日、内閣府は第 84 回障害者政策委員会を開催した。
- 今回は、「つなぐ窓口」、手話施策推進法の施行等について報告が行われた後、協議が行われた。
- 「つなぐ窓口」についてでは、障害を理由とする差別の解消に向けた相談窓口の試行に係る実施状況について報告が行われた。
- 手話施策推進法の施行等についてでは、今年 6 月 18 日に成立し 6 月 25 日に施行された手話に関する施策の推進に関する法律(手話施策推進法)について下記のとおり報告が行われた。

資料２－１

手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）概要
（令和７年法律第 78 号）

目的（１条）

手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段

手話に関する施策を総合的に推進

2025（令和7）年11月
日本でデフリンピック初開催

基本理念（２条）

① **手話の習得・使用**に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者・手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにする

② 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、**手話文化の保存・継承・発展**が図られるようにする

③ 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、**手話に関する国民の理解と関心**を深めるようにする

国・地方公共団体の責務（３条）

国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する

基本的施策（６条～18 条）

① 手話を必要とするこどもの手話の習得の支援（６条）

- ○こども・保護者に対する手話に関する情報提供等
- ○乳幼児期におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供、学校の授業等の教育活動におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供
- ○保護者・家族に対する手話の学習機会の提供等

② 学校における手話による教育等（７条）

- ○手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供
- ○手話の技能を有する教員の養成のための大学・教員養成機関による取組の促進、教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施
- ○手話を使用するこどもが学校生活で手話を自由に使用できる環境の整備

③ 大学等における配慮（８条）

- ○手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進

⑦ 手話文化の保存・継承・発展（12 条）

手話文化：手話及び手話による文化的所産

- ○文化芸術活動・スポーツ・レクリエーションを通じて手話文化の保存・継承・発展が図られるようにするための取組

⑧ 国民の理解と関心の増進（13 条）

- ○手話に関する国民の理解と関心を深めるための広報活動・啓発活動の充実
- ○学校教育で手話に関する理解と関心を深めるための学校教育で利用できるノウハウに関する情報提供、児童生徒等に対する手話の学習機会の提供

⑨ 手話の日（14 条）

- ○９月 23 日を「手話の日」とする

⑩ 人材の確保等（15 条）

- ○手話に関する専門的な知識・技能を有する人材（手話通訳を行う者など）の安定的な確保・養成・資質の向上のための研修の機会の確保、適切な処遇の確保

④ 職場における環境の整備（９条）

○手話を適切かつ円滑に使用できる職場環境の整備のための事業主による取組の促進のための情報提供等

⑤ 地域における生活環境の整備等（10 条）

○地域で手話を使用して日常生活・社会生活を円滑に営むことができる環境の整備
○災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に安全を確保するための手話による情報提供

⑥ その他の手話の習得の支援(11 条)

○手話を必要とする中途失聴者等手話を必要とする者に対する手話に関する情報提供、手話の学習機会の提供等

⑪ 調査研究の推進等（16 条）

○手話文化に関する調査研究の推進、情報収集・提供
○手話の習得のためのカリキュラムの開発、手話による円滑な意思疎通を図るための先端的な技術（デジタル技術など）を活用した機器等の開発、手話の習得・使用に関する調査研究等の推進・成果の普及

⑫ 国際交流の推進（17 条）

○手話を使用する者の国際的交流の支援
○手話文化に関する情報交換等の活動の支援

⑬ 手話を使用する者等の意見の反映（18 条）

○障害者基本計画・都道府県障害者計画・市町村障害者計画〔いずれも障害者基本法に基づき策定〕への反映（４条）
○手話に関する施策の実施に必要な財政上の措置・法制上の措置等を講ずる（５条）
○施行後おおむね５年を目途として、この法律の施行状況等を勘案して検討を加える（附則２項）

＜通知・公表＞

「雇用の分野における障害者の差別禁止・合理的配慮の提供義務に係る相談等実績（令和 6 年度）公表（2025.6.25）

- 6 月 25 日、厚生労働省は都道府県労働局や公共職業安定所（ハローワーク）における「雇用の分野における障害者の差別禁止・合理的配慮の提供義務に係る相談等実績（令和 6 年度）を公表した。
- ハローワークに寄せられた障害者差別および合理的配慮の提供に関する相談は 438 件で、前年度に比べて 78.8%増加した。
- また、労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は 2 件と、前年度の 10 件から減少、障害者雇用調停会議による調停申請受理件数は 11 件と前年度の 9 件から増加した。

6. 子ども・家庭福祉

＜会　議＞

こども家庭審議会　子ども・子育て支援等分科会

◇第 11 回（2025.8.4）

- 8 月 4 日、こども家庭庁は第 11 回子ども・子育て支援等分科会（分科会長：秋田喜代美学習院大学文学部教授）を開催し、「こどもまんなか実行計画 2025 の策定等」「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に向けた準備状況」「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討状況」「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案」「保育施策関係の最近の動向」「こども性暴力防止法の施行に向けた主な論点及び検討の方向性」について報告・協議が行われた。
- 本検討会には、全国保育協議会北野副会長（全国保育士会会長）が委員として参画（当日は伊藤副会長が代理出席）しており、職員配置と処遇改善や「こども誰でも通園制度」の単価改善、長時間保育の見直し等について意見を述べた。

こども家庭審議会　児童虐待防止対策部会

◇第 6 回（2025.6.24）

- 6 月 24 日、こども家庭庁は、第 6 回こども家庭審議会　児童虐待防止対策部会を開催し、「令和 7 年児童福祉法等改正の施行に向けた検討」「児童相談所における児童福祉司等の人材確保等」「困難を有する若者への支援」等について協議を行った。
- 「児童福祉司等の児童相談所の人材確保・育成・定着」についてでは、論点として下記のとおり示された。

ご討議いただきたい事項

- 児童相談業務を担う職員が、働きつつスキルを高める時間が確保でき、こどもや保護者と会う機会が増えてやりがいを感じられることが人材確保・育成・定着につながるとともに、結果としてこどもの福祉の向上に資すると考えられる。
- 上記の実現をはかるため、**職員の計画的育成や研修の充実といった個々の職員の成長支援の仕組み（人材マネジメント）**や、**勤務環境の改善や職員の精神的ケア等の支援者支援の組織的な実施（組織マネジメント）**が重要と考えられるところ、これらをどのように推進するか。

□ **人材マネジメントの観点**

- **都道府県等の児童相談所設置自治体の役割**をどのように位置づけるか。
  （※）例：人材育成計画を策定してキャリアラダー・キャリアパス形成も含む計画的育成を求める、法定研修を含む各研修を体系化して継続的な専門性の開発を行う／等
- 自治体だけではこうした施策の拡充に困難も想定されるところ、どのように**自治体への支援**を行うか。
  （※）例：大学等の研究・教育機関が定着支援に関与して研修の一部を実施する、職場で業務上の悩みを抱えて孤立しやすい新任職員へのピアサポート等の伴走支援を行う／等

□ **組織マネジメントの観点**

- 職員が中核的な業務に専念しやすい勤務環境の整備のため、どのような方策で**タスクシフト／シェア**を推進するとよいか。一部自治体では先行した取組がみられるが、こうした先進事例を情報提供する以外に、どのような方策がありうるか。
- 国ではピアサポート等の取組を推進しているところ、職場としての心理的安全性の確保や各職員へのきめ細やかなフィードバック等、一層の**支援者支援の取組**としてどのようなことが考えられるか。

- 「困難を有する若者への支援」についてでは、今後の方向性について下記のとおり審議いただきたいこと等が示され、協議が行われた。
-

若者支援の今後の方向性について

調査研究結果において示唆された若者支援の在り方

- ◆ 子ども・若者総合相談センターの体制整備や支援メニューを整備・実施するための環境整備の必要性
- ◆ こども・若者当事者が支援者とつながりを持ち、伴走的に支援することができる関係性を構築することが重要。また、そのためには、民間資源との協働が欠かせない要素
- ◆ 都道府県が主導して圏域レベルでの支援体制の構築を検討するなど、小規模自治体の実態を踏まえてこども・若者支援の取組を推進　等

御審議いただきたいこと

困難を有する若者支援の強化に向けて、**子ども・若者総合相談センターの体制整備や機能向上が必要**

→　今後、**子ども・若者総合相談センターが担うべき役割として考えられること**

1　若者が相談支援につながるための取組

⑴若者の相談窓口に対する意識のハードルを下げるためには、どのような取組が考えられるか
（例：居場所等有効と考えられるツールの活用など）

⑵制度の狭間で支援から抜け落ちてしまう若者を支援するためには、どのような取組が考えられるか
（例：要対協終結ケース、少年院出院者等に対するアウトリーチなど）

2　民間資源の開拓・協働

地域のボランティアを始めとした民間資源の開拓や、既に活動している民間団体との協働・連携のために、どのような取組が考えられるか
（例：地域住民を対象とした講習会、商工会・商工会議所との連携など）

3　都道府県・市区町村の役割

困難を有する若者支援の面的整備・充実に向けて、都道府県・市区町村の役割をどのように考えるか
（例：都道府県　広域ケースの調整、管内市区町村センターへの指導など
　　市区町村　伴走的な支援、地域における普及活動など）

7

こども家庭審議会　児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

◇第 127 回（2025.8.4）

- ▶ 8 月 4 日、こども家庭庁は、第 127 回こども家庭審議会　児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会を開催し、「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について　第 21 次報告」について協議が行われた（資料非公開）。

◇第 126 回（2025.7.16）

- ▶ 7 月 16 日、こども家庭庁は、第 126 回こども家庭審議会　児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会を開催し、「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について　第 21 次報告」について協議が行われた（資料非公開）。

◇第 125 回（2025.6.23）

- ▶ 6 月 23 日、こども家庭庁は、第 125 回こども家庭審議会　児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会を開催し、「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について　第 21 次報告」について協議が行われた（資料非公開）。

こども家庭審議会　障害児支援部会

◇第 13 回（2025.7.29）

- ▶ 7 月 29 日、こども家庭庁は、第 13 回こども家庭審議会　障害児支援部会を開催した。
- ▶ 今回は、障害福祉分野における地域差・指定の在り方について協議が行われた。（示された論点は第 148 回社会保障審議会障害者部会資料と同じ（p.26 参照））
- ▶ また、児者共通の障害福祉サービスにおける指定申請・届出事項の見直しについての今後の対応の方向性案が示され、協議が行われた。

▶ 現状、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうち、障害児・者共通のサービスについて、障害児にサービスを提供する事業者については、自治体において特定・把握ができない仕組みとなっている。障害児支援施策においては、母子保健や教育との連携、家族支援の観点など、こども施策特有の観点からの配慮が一層求められており、行政が把握できる仕組みとしておくことが望ましい。そのため、当該事業者が自治体に指定（更新）申請する際の申請事項に規定を追加することが示され、協議が行われた。

◇第 12 回（2025.7.4）

▶ 7 月 4 日、こども家庭庁は、第 12 回こども家庭審議会　障害児支援部会を開催した。

▶ 今回は、「部会長・部会長代理の選任」「第 2 期障害児福祉計画の成果目標の実績及び第3期障害児福祉計画の成果目標」について協議が行われた。

▶「第 2 期障害児福祉計画の成果目標の実績及び第 3 期障害児福祉計画の成果目標」についてでは、第 2 期障害児福祉計画の成果目標の実績について下記のとおり示された。

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【基本指針の目標（第2期計画）】

〇令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

〇各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【実績】

〇第 2 期計画期間において、児童発達支援センターを設置している自治体の割合は微増で推移しており、45%程度となっている。

〇第 2 期計画期間において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築している自治体の割合は微増で推移しており、60%程度となっている。

② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

【基本指針の目標（第 2 期計画）】

〇令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。

【実績】

〇第 2 期計画期間において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保している自治体の割合は着実に増加しているものの、令和 5 年度におけるその割合は 50％強となっている。

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【基本指針の目標（第 2 期計画）】

〇令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保する。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

【実績】

〇第 2 期計画期間において、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを設置している自治体の割合は微増で推移しており、いずれも 40％程度となっている。

④ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【基本指針の目標（第 2 期計画）】

〇令和 5 年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。また、医療的ケア児等に関す

るコーディネーターを配置する。市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない

【実績】

○第 2 期計画期間において、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場を設置している自治体の割合について、都道府県 100%、圏域約 70%、市町村約 75%となっており、各自治体において一定程度整備が進んでいる。

○第 2 期計画期間において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置している自治体の割合は着実に増加しているものの、令和 5 年度におけるその割合は約 60%となっている。

▶ また、第 3 期の成果目標について下記のとおり示された。

・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上

・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築

・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築

・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上

・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置

・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置

こども性暴力防止法施行準備検討会

◇第 5 回（2025.7.22）

▶ 7 月 22 日、こども家庭庁は、第 5 回こども性暴力防止法施行準備検討会を開催し、こども性暴力防止法の認定等の表示についての協議および関係団体ヒアリングを行った。

▶ こども性暴力防止法の認定等の表示についてでは、認定事業者等が当該表示を付すことができる対象物（広告等）について、内閣府令で定める必要があり、そのコンセプトや備えるべき機能について対応案が示され、協議が行われた。

▶ また、関係団体ヒアリングでは、全国市町村教育委員会連合会、日本私立中学高等学校連合会、全日本私立幼稚園連合会、社会福祉法人日本保育協会、公益社団法人全国私立保育連盟、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会、NPO 法人全国認定こども園協会、一般社団法人全国認定こども園連絡協議会、一般社団法人認定こども園連盟、全国児童養護施設協議会、全国学童保育連絡協議会、公益財団法人日本スポーツ協会が出席した。

◇第 4 回（2025.6.30）

▶ 6 月 30 日、こども家庭庁は、第 4 回こども性暴力防止法施行準備検討会を開催し、中間とりまとめ素案について協議を行った。

▶ 本検討会は、令和 6 年 6 月に成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（こども性暴力防止法）の円滑な施行に向け、必要となる下位法令、ガイドライン等の検討を進めるため、令和 7 年 4 月に設置された。

▶ こども性暴力防止法では、対象事業者が講ずべき措置等について、主に以下の①から④がある。

①事業所における児童対象性暴力等の未然防止・発生時対応等を適切に行うための、日頃からの早期把握、相談、研修等や、児童対象性暴力等が生じた場合の調査及び児童等の保護・支援の実施

②業務に従事させようとする教員等又は教育保育等従事者が、特定性犯罪事実該当者であるか否かについての情報が記載された書面による確認（以下「犯罪事実確認」）

③①の調査等や②の犯罪事実確認の結果等を踏まえた児童対象性暴力等の防止のための措置（以下「防止措置」）の実施

④犯罪事実確認書及び犯罪事実確認書に記載された情報に係る記録を適正に管理するための措置等

の実施

- 中間とりまとめ素案は、これまでの協議をふまえ施行事項の対応案をまとめたものであり、今後、こどもの意見聴取や事業者等からのヒアリングを踏まえ、秋には、制度の骨格を示すものとして、中間とりまとめとしてまとめることを予定している。
- その後、中間とりまとめを基に検討を進め、年内目途に、内閣府令等の下位法令を定めるとともに、ガイドライン等を策定していくことを予定している。

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会

◇第 3 回（2025.7.9）

- 7 月 9 日、こども家庭庁は、第 3 回今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会を開催した。
- 今回は、関係者ヒアリングが行われ、全国児童家庭支援センター協議会、全国児童自立支援施設協議会、全国児童心理治療施設協会、全国児童養護施設協議会、日本ファミリーホーム協議会が報告を行った。
- 全国児童養護施設協議会からは、障害児入所施設と社会的養護施策との役割について、「障害児入所施設の利用が望ましい子どもが児童養護施設に措置されているケースが考えられる。障害のある子どもが、児童養護施設においても最善の利益が保障されるよう、安全に安心した生活を営み、意思が尊重された自己実現と自立に向けて、より適切な専門的支援を受けられることが必要。」と意見を述べた。

◇第 2 回（2025.6.25）

- 6 月 25 日、こども家庭庁は、第 2 回今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会を開催した。
- 今回は、関係者ヒアリングが行われ、全日本ろうあ連盟、全国医療的ケア児者支援協議会、全国児童発達支援協議会、家庭養育支援機構、日本視覚障害者団体連合、全国児童青年精神科医療施設協議会、日本相談支援専門員協会が報告を行った。

こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会

◇第 1 回（2025.7.18）

- 7 月 18 日、こども家庭庁は、第 1 回こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会を開催した。
- 本検討会は、「こども誰でも通園制度」の令和 8 年度からの本格実施に向けて検討を行うために実施されるもの。
- 本検討会には全国保育協議会の伊藤唯道副会長が構成員として参画している。
- 第 1 回の検討会では、こども家庭庁から資料に基づき、実施状況や本格実施に向けたスケジュールなどが説明された後、意見交換が行われた。
- 本格実施に向けたフローの説明では、国は 8 月に子ども・子育て支援法に基づく基本指針等の改正案を提示し、自治体は量の見込みと確保方策について検討し、子ども・子育て支援事業計画等の変更（又は代用計画の作成）を年内に実施すること等が示された。
- こども家庭庁の説明では、検討会において利用可能時間等について検討を行っていくほか、令和 8 年度以降は、「こども誰でも通園制度に特化した研修」を開催することが説明された。
- また、令和 8 年度以降の本格実施に向けては、実施主体である市町村をバックアップする都道府県の役割を明確化すること、また、市町村の条例改正をスムーズに行うため 12 月の議会で制定できるよう準備をすすめていくことが説明された。
- 第 2 回検討会は、9・10 月に開催され、12 月に開催される第 3 回において議論の取りまとめが行われる予定。

こどもまんなか
こども家庭庁　「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」の進め方

第１回（７月18日）

・令和６年度試行的事業の振り返り

・令和７年度の実施状況・国による伴走的支援の取組の共有(1)

第２回（９・10月想定）※追加的な議論が必要であれば第３回を10・11月に開催

・令和７年度の実施状況・国による伴走的支援の取組の共有(2)

・こども誰でも通園制度研修についての検討状況報告(1)

・対応の方向性（案）の提示

第３回（12月想定）

・令和７年度の実施状況・国による伴走的支援の取組の共有(3)

・こども誰でも通園制度研修についての検討状況報告(2)

・議論の取りまとめ

・手引改正案の提示（これまでの議論の内容を手引に反映）

こどもまんなか
こども家庭庁

【こども誰でも通園制度】令和７年度と令和８年度以降の比較表

	令和７年度	令和８・９年度	令和10年度以降
制度	地域子ども・子育て支援事業	乳児等のための支援給付	
人員配置・設備運営基準	保育士1/2配置・保育所並びの設備基準等 ※必要に応じて見直し		
利用可能時間	10h	未定 （経過措置有） ※国が定める時間数の実施が難しい自治体における経過措置の内容についても要検討	未定
補助・公定価格等	０歳児：1,300円 １歳児：1,100円 ２歳児：　900円 ※１時間300円を標準として利用料を徴収	未定	
提供体制	自治体の手上げで実施	全国で実施	
研修	子育て支援員研修基本研修＋専門研修 （一時預かり事業・地域型保育）等	こども誰でも通園制度に特化した研修 （開発中）	

こどもまんなか
こども家庭庁

本格実施に向けた準備事務フロー

・国は8月に子・子計画基本指針等の改正案を提示。自治体は量の見込みと確保方策について検討し、子・子支援事業計画等の変更（又は代用計画の作成）を年内に実施。
・確認基準について、国は10月頃に内閣府令の案を提示。自治体は、条例案について検討し、12月議会で制定。

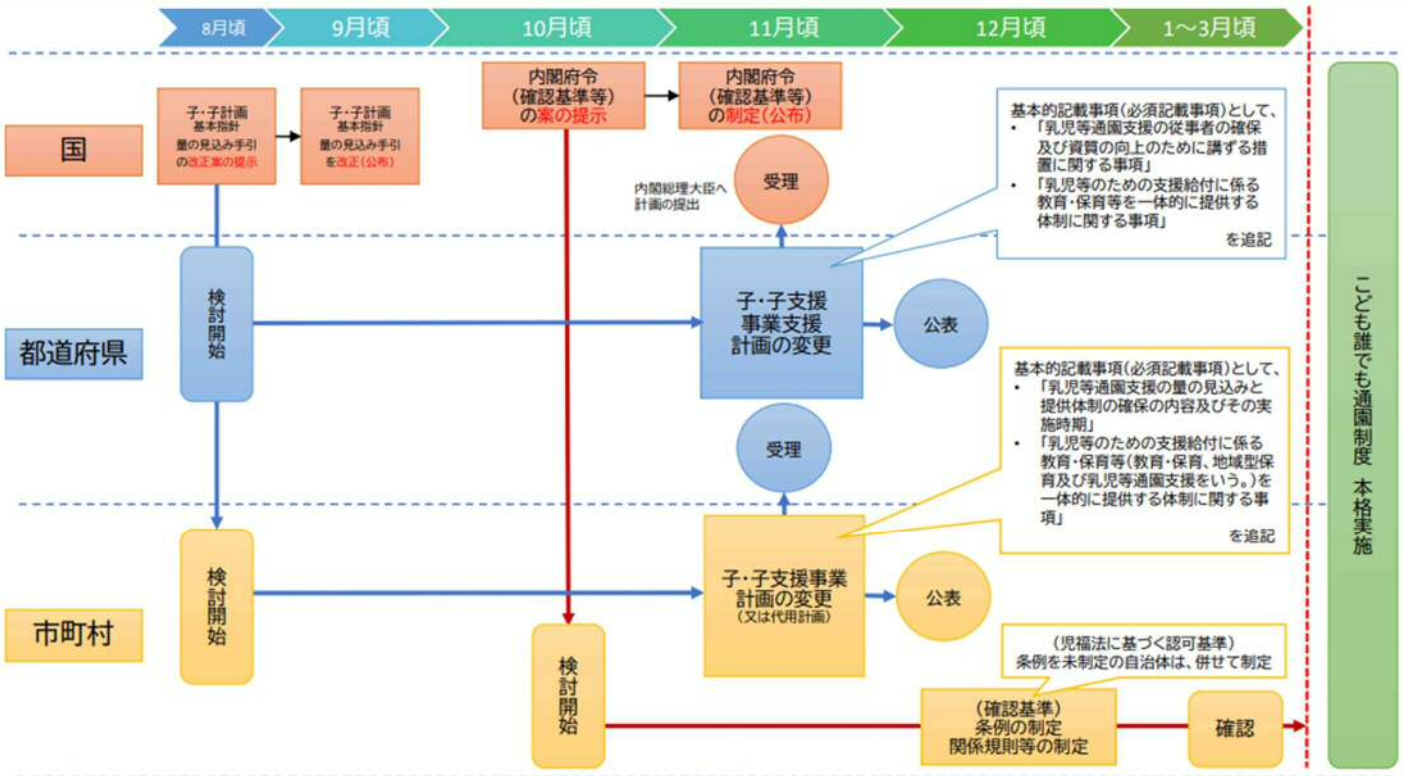

7. 地域福祉

地域共生社会の在り方検討会議

◇中間とりまとめ（2025.5.28）

- 5 月 28 日、厚生労働省は地域共生の在り方検討会議中間とりまとめを公表した。
- 今後、中間とりまとめを踏まえ、社会保障審議会福祉部会等において制度改正も見据えたより具体的な検討が行われる。
- 主な概要は以下のとおり。

地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ（概要）

令和７年５月２８日

◆ **人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和２年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ**、令和６年６月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて**地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。

◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で**、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、**包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

1．地域共生社会の更なる展開

① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
- i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
- ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
- iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
- iv. 地方創生等政府方針との連動

② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
- i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
  - ※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
- ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
- iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
- iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
- v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し 等

③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2．身寄りのない高齢者等への対応

① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化

② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
- ※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援

③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

3．成年後見制度の見直しへの対応

① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2．②の事業の再掲】

② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

4．社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進

② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

5．社会福祉における災害への対応

① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築

② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

2

中間とりまとめ　抜粋

1. 地域共生社会の更なる展開に向けた対応
   （1）地域共生社会の理念･概念の再整理･更なる展開に向けた連携･協働
   （2）包括的な支援体制の整備･重層的支援体制整備事業の今後の在り方
2. 身寄りのない高齢者等への対応
   （1）身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方

【対応の方向性】

○身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方については、既に各領域（介護、障害、生活困窮等）で支援体制の枠組みがあることを踏まえ、新たな相談窓口の設置という方法ではなく、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関、介護保険法に基づく地域包括支援センターなど、既存の支援体制の枠組みにおいて、その相談を受け止めることとし、身寄りのない高齢者等の相談支援機能を強化していくべきである。その際、相談支援等に適切に対応できるよう人的配置を含めた体制の確保に努めるべきである。

（2）身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方

【対応の方向性】

○身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対する支援策の在り方については、以下について対応を進めるべきである。

・民間事業者によるサービスに頼れない場合があることを踏まえて、日常生活自立支援事業を拡充・発展させて、本人との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供することができる新たな事業とし、第二種社会福祉事業として法に位置づけ、多様な主体が参画できるようにする必要がある。

・新たな事業については、現場や当事者の意見等も踏まえつつ、家族代わりと誤解されないよう、地域の実情に応じた地域福祉との役割分担及び支援内容の専門性を考慮し、事業の守備範囲を整理する必要がある。また、民間サービスとの関係性、日常生活自立支援事業よりも対象者が広がることや制度の持続性の観点から体制面・費用面・運営監視面を考慮する必要がある。併せて、資力が少ない方については、その利用に関し、特別な配慮が必要である。

（3）身寄りのない高齢者等を地域で支える体制（関係機関とのネットワーク構築等）の在り方

3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性

（1）新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方

（2）「中核機関」に求められる新たな役割及びその位置づけ

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等の在り方

【対応の方向性】

○以下のことを可能にするための法令上・運用上の措置を行うことを検討すべきである。

・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を広げていくために、その目的や取組に関して、ポイントの周知や更なる明確化を行う必要がある。

・社会福祉連携推進法人制度の活用を一層促進するため、社会福祉連携推進法人の事業要件の緩和や事務負担の軽減を行う必要がある。

・人口減少局面の地域において、単独の法人としてのサービス提供だけではなく、社会福祉法人の人材・資産等のリソースをいかした連携・協働を推進する必要がある。

5. 社会福祉における災害への対応

災害時の被災者支援との連携の在り方

【対応の方向性】

○以下のことを可能にするための法令上・運用上の措置を行うことを検討すべきである。

・包括的な支援体制の整備に当たっては、防災分野とも連携を図り、平時から発災後に連携が必要となる関係者との連携体制の構築を自治体に促す必要がある。

・DWAT の平時からの体制づくりや研修の実施、都道府県等と関係機関の連携等を図る必要がある。

8. 人材確保等

＜法改正等＞

人事院勧告（2025.8.7）

- 8 月 7 日、人事院は、国会と内閣に対し公務員人事管理に関する報告および給与改定に関する勧告を行った。
- 民間との格差を解消するため、月給を平均 3.62%（15,014 円）引上げ、ボーナス（期末・勤勉手当）を 0.05 か月増の年間 4.65 か月とする勧告となっている。
- 月給・ボーナスともに引き上げを求めるのは、4年連続。月給の上昇率が3%を超えるのは、3.71%だった 1991 年度以降 34 年ぶりとなる。
- 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、官民給与の比較方法の見直しを行い、比較対象企業規模を「50 人以上」から「100 人以上」に引き上げ。このうち本府省職員の比較対象は、東京 23 区・本店の企業規模「500 人以上」から「1,000 人以上」へ引き上げた。

令和7年 人事院勧告・報告の概要

公務員を元気に 国民を幸せに
人事院
National Personnel Authority

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
  - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
  - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
  - ➡ **令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定**

月例給　官民較差：15,014円（3.62%）
［ 令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較 ］【令和7年4月実施】

- 俸給
  - 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
    【総合職（大卒）】242,000円（＋5.2%［＋12,000円］）　【一般職（大卒）】232,000円（＋5.5%［＋12,000円］）
    【一般職（高卒）】200,300円（＋6.5%［＋12,300円］）
  - 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
    ※ 行政職俸給表（一）の平均改定率は、3.3%
    ※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善
- 本府省業務調整手当
  - 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
  - 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ
- 特地勤務手当等
  - 著しく不便な地に所在する官署（特地官署等）に勤務する職員に支給される特地勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
  - 特地官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス　［ 直近1年間（令和6年8月～令和7年7月）の民間の支給状況を調査して官民比較 ］

- 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分　期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し（以上前掲）のほか、
④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度（在級期間表）を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

① 自動車等使用者について、65㎞以上から100㎞以上までの区分(5㎞刻み)を新設(上限66,400円)

② 現行の「60㎞以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ

③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

＜会　　議＞

労働政策審議会 職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会

◇第 23 回(2025.8.8)

▶ 8 月 8 日、厚生労働省は第 23 回労働政策審議会（職業安定分科会　雇用環境・均等分科会　同一労働同一賃金部会)(部会長:守島基博学習院大学経済学部経営学科教授、一橋大学名誉教授)を開催し、同一労働同一賃金の施行 5 年後見直しについて協議が行われた。

▶ 協議では、同一労働同一賃金ガイドラインの見直しに向けた論点案が下記のとおり示され、協議が行われた。

①裁判例を踏まえたガイドラインの見直し

1. 最高裁判所で性質・目的が示されている待遇

（論点)現行のガイドラインに記載がない待遇について、最高裁判決を踏まえてガイドラインに追記することについて、どのように考えるか。

⇒「退職金」、「住宅手当」、「無事故手当」及び「夏期冬期休暇」について、当該待遇の性質・目的が最高裁判決で示されていることを踏まえ、これらに関する記載をガイドラインに追加することについて、どのように考えるか。

⇒「家族手当」についても、当該待遇の性質・目的が最高裁判決で示されている一方で、「配偶者手当」については、パートタイム労働者の就業調整につながっているとの指摘があることから、企業において見直しを進めることが求められている。こうした状況を踏まえ、家族手当に関する記載をガイドラインに追加することについて、どのように考えるか。

（論点)現行のガイドラインに記載がある待遇について、最高裁判決を踏まえてガイドラインを見直すことについて、どのように考えるか。

⇒「賞与」及び「病気休職(病気休暇)」について、当該待遇の性質・目的が最高裁判決において示されていることを踏まえ、これらに関する記載をガイドラインに追加し、又はガイドラインの記載を見直すことについて、どのように考えるか。

2. いわゆる「正社員人材確保論」

（論点)非正規雇用労働者と通常の労働者との間に待遇の相違がある場合に、当該相違の要因として「通常の労働者としての職務を遂行しうる人材の確保及びその定着を図る」との目的が存在する場合があることが、最高裁判決で示されている。こうした目的があることのみをもって、直ちに通常の労働者と非正規雇用労働者との間の待遇の相違が不合理ではないと当然に認められるものではないと考えられるが、これらに関する記載をガイドラインに追加することについて、どのように考えるか。

⇒説明義務や労働条件明示(法第6条)等の改善について、どのような方策が考えられるか。

3. 下級審判決

（論点）最高裁が判断を示さず確定した下級審の判断を踏まえてガイドラ インに追記することについて、どのように考えるか。

⇒最高裁判決が判断を示した8事件において争われた待遇のうち、高裁で判断が示されており、かつ、最高裁が判断を示さなかったもので、現行のガイドラインに記載がない待遇として、例えば「褒賞」があるが、これに関する記載をガイドラインに追加することについて、どのように考えるか。

②通常の労働者の待遇引下げによる待遇の相違の解消

（論点）待遇の見直しに当たり、「正社員の待遇を減額・縮小」した等の回答が調査結果において見られる。この点に関し、現行のガイドラインでは、「事業主が通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等を行うに当たっては、基本的に、労使で合意することなく通常の労働者の待遇を引き下げることは、望ましい対応とはいえない」と記載されていることについて、どのように考えるか。

③「その他の事情」の明確化

（論点）パートタイム・有期雇用労働法第8条の「その他の事情」については、行政通達においてその具体例を示している。こうしたことを踏まえ、労使の当事者にとって予見可能性をより一層高めていく観点から、「その他の事情」の解釈をガイドラインに追加することについて、どのように考えるか。

④多様な正社員及び無期雇用フルタイム労働者

（論点）平成 30 年改正前のパートタイム労働法に基づく雇用管理指針においては、「所定労働時間が通常の労働者と同一の有期契約労働者については、短時間労働者法第2条に規定する短時間労働者に該当しないが、短時間労働者法の趣旨が考慮されるべきであることに留意すること。」と規定されていた。また、労働契約法第3条第2項においては、「労働契約は、労働者及び使用者が、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。」と規定されている。これらのこと等を踏まえ、職務、勤務地、労働時間を限定した「多様な正社員」や、所定労働時間が通常の労働者と同一であり、かつ、事業主と期間の定めのない労働契約を締結している労働者にも、ガイドラインの考え方を波及させていくことについて、どのように考えるか。

⑤その他

（論点）上記の論点のほか、ガイドラインの趣旨の明確化や記載の分かりやすさの観点からガイドラインを見直すことについて、どのように考えるか。

⇒平成 30 年の法改正により、非正規雇用労働者と通常の労働者との間の待遇の相違が不合理と認められるか否かについては、待遇のそれぞれについて、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断することとされた。この改正の趣旨を明確化する記載をガイドラインに追加することについて、どのように考えるか。

⇒待遇の決定に当たっての労使の話合いの重要性に関する記載をガイドラインに追加することについて、どのように考えるか。

⇒「第3　短時間・有期雇用労働者」の「1　基本給」の「注」（「通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に賃金の決定基準・ルールの相違がある場合の取扱い」「定年に達した後続雇用された有期雇用労働者の取扱い」）について、待遇全体に係る内容になっているにもかかわらず、記載位置が分かりにくいとの指摘があることを踏まえ、当該注釈の記載内容を、例えば「第2　基本的な考え方」に移行することについて、どのように考えるか。

⇒「第4　派遣労働者」及び「第5　協定対象派遣労働者」の記載のうち「第3　短時間・有期雇用労働者」と同様に記載されているものについては、「第3　短時間・有期雇用労働者」と同

様の見直しをすることについて、どのように考えるか。

◇第 22 回（2025.6.25）

- 6 月 25 日、厚生労働省は第 22 回労働政策審議会（職業安定分科会　雇用環境・均等分科会　同一労働同一賃金部会）（部会長：守島基博学習院大学経済学部経営学科教授、一橋大学名誉教授）を開催し、同一労働同一賃金の施行 5 年後見直しについて協議が行われた。
- 今回は主に派遣労働者の待遇改善に向けて下記論点が示され、協議が行われた。

①労使の取組促進

1. 均等・均衡待遇

（論点）法第 30 条の3（派遣先均等・均衡方式）、法第 30 条の4（労使協定方式）及びこれらに関連する規定（※）について、施行後の状況を踏まえ、どのように考えるか。

※関連する規定：比較対象労働者の待遇情報の提供、過半数代表者の適正な選出、労使協定の周知、派遣料金への配慮

⇒上記のほか、労使の取組を通じて更なる処遇改善につなげるための方策として、例えば 3 について、どのように考えるか。

2. 労働者に対する待遇に関する説明義務

（論点）派遣労働者の待遇に係る納得性を向上させる趣旨で設けられた説明義務（法第 31 条の2）について、説明に対する一定の納得感はあるものの、説明を求める労働者の割合は低い。説明を求めたことがない理由（待遇差に大きな不満なし、正社員の待遇をよく知らない、説明を求めることができることを知らなかった、特に理由はない等）も踏まえ、説明義務の改善について、どのような方策が考えられるか。

3. その他の労使の取組促進のための方策

ア　公正な評価

（論点）均等・均衡待遇や、法第 30 条の5の賃金に係る努力義務（派遣元事業主は、派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他の就業の実態に関する事項を勘案し、その賃金を決定するように努めなければならない）の履行の前提になると考えられる公正な評価の促進や、促進に当たっての課題について、どのように考えるか。

また、公正な評価の本人へのフィードバック、職務の成果等の評価に相応しい職務へのアサインなど、派遣労働者のキャリア形成や処遇向上につなげていく仕組み・工夫について、どう考えるか。

イ　未経験者の登用拡大、従事する業務の高度化

（論点）派遣労働者のキャリア形成に資する就業機会や、より高度な業務に就く機会等を拡大しつつ、上記アの公正な評価と相まって、派遣労働者の処遇を向上させるためには、どのような仕組み・工夫が考えられるか。また、派遣先や行政による協力・支援として、どのようなものが考えられるか。

ウ　派遣労働者の意見の反映

（論点）派遣労働者の待遇改善に当たって、労使協定方式の締結主体となる過半数代表者の適正選出を徹底した上で、過半数代表者に派遣労働者の意見をより的確に反映させることができるようにするための方策として、どのようなものが考えられるか。

エ　情報公表の促進

（論点）求職活動中に必要とした情報が充分には得られなかったと回答する派遣労働者が一定割合見られるが、情報公表に係る企業の取組を促進することについて、どのように考えるか。促進するとした場合、どのような情報を公表することが考えられるか。

②行政による履行確保

（論点）現在、都道府県労働局において、派遣元事業主及び派遣先に対する監督指導に加え、派遣労働者からの相談・申告対応の機能を発揮し、また、労働基準監督署とも連携して、同一労働同一賃金の遵守を徹底している。こうした取組のほか、行政ADRや事業主に対する支援など、行政による法の履行確保を更に実効性のあるものとするため、どのような方策が考えられるか。

中央最低賃金審議会

◇第 71 回（2025.8.4）

- 7 月 11 日、厚生労働省は第 71 回中央最低賃金審議会を開催し、令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられ、公表された。
- 仮に目安通りに引上げが行われた場合の全国加重平均は 1,118 円となり過去最高額となる。
- 内容は以下のとおり。

【答申のポイント】
（ランクごとの目安）
各都道府県の引上げ額の目安については、**Aランク63円**、**Bランク63円**、**Cランク64円**。
注．都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をＡＢＣの３ランクに分けて、引上げ額の目安を提示している。現在、Ａランクで６都府県、Ｂランクで28道府県、Ｃランクで13県となっている。

（参考）各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	63円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	63円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	64円

※ランクごとの加重平均は、Ａランク5.6%、Ｂランク6.3%、Ｃランク6.7%

この答申は、今年の７月11日に開催された第70回中央最低賃金審議会で、厚生労働大臣から今年度の目安についての諮問を受け、同日に「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会」を設置し、７回にわたる審議を重ねて取りまとめた「目安に関する公益委員見解」等を、地方最低賃金審議会にお示しするものです。

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、**各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定**することとなります。

仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合の全国加重平均は1,118円となります。この場合、**全国加重平均の上昇額は63円（昨年度は51円）**となり、**昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額**となります。また、引上げ率に換算すると6.0%（昨年度は5.1%）となります。

◇第 70 回（2025.7.11）

- 7 月 11 日、厚生労働省は第 70 回中央最低賃金審議会を開催し、令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について協議を行った。
- はじめに、会長および会長代理の選任が行われ、会長に藤村博之独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長が選任された。
- その後、今年 10 月から適用される最低賃金の目安について協議が開始された。

- 政府は、最低賃金について 2020 年代に全国平均 1,500 円とする目標を掲げている。
- 最低賃金の目安は 8 月上旬に決定する見通し。

特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議

◇第 6 回(2025.8.4)

- 8 月 4 日、出入国在留管理庁は「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」を開催した。
- 1 号特定技能外国人として入国した者のその後の在留状況について、不法在留になっていないことを示しつつ、それぞれの分野での生産性向上と国内人材確保のこれまでの取組と成果について示された。
- 介護分野については以下のとおり。

分野有効求人倍率: 4.12　業務区分(有効求人倍率): 4.12

1　生産性向上のための取組

○ 業務の効率化・省力化等(設備投資、技術革新、働き方改革等の取組)

○ 介護テクノロジーの導入費用に対する補助(令和6 年度補正予算、7 年度当初予算)によるテクノロジーの導入・活用促進

○ 介護テクノロジーの導入・導入後の継続的な取組を支援する観点から、国や自治体が講じる様々な支援メニューを事業者に紹介・提供し、必要に応じ適切な支援機関につなぐ、ワンストップ型の相談窓口を全都道府県に設置促進(※令和7 年6 月末時点で38都道府県に設置済み。令和8 年度末までに全都道府県への設置予定。)

○ 令和6 年度介護報酬改定において、介護テクノロジーを活用した継続的な業務改善の取組を評価する加算を創設

○ 働きやすい職場環境づくりの総理大臣・厚生労働大臣表彰の実施等による事例の横展開

○ スタートアップ支援の専用相談窓口の設置等を含む、開発事業者に対し研究開発から上市までを総合的に支援する、CARISOを令和7 年6 月18日に立ち上げ(※CARe Innovation Support Officeの略。国の委託事業としてオンラインサービスにより支援を実施。)

成　果

○ デジタル行財政改革会議の議論を踏まえて策定した「介護現場のＫＰＩ」(令和5 年12月)及び経済財政諮問会議において決定した「EBPMアクションプラン2024」(令和6 年12月)においてＫＰＩ(※)を設定。達成に向けて取り組んでいく。

(※) 介護テクノロジー導入率、平均残業時間、有給休暇の取得率、離職率、人員配置の柔軟化等をＫＰＩとして設定。例えば生産性向上の効果として、全介護事業者の1か月の平均残業時間は、2022年度で6.4時間であるところ、2026、2029、2040年においてそれぞれ直近の3 年間の平均値が前回数値より減少または維持されていることをＫＰＩとして設定している。

2　国内人材確保のための取組

(1) 処遇改善

○これまでの累次の処遇改善の取組に加え、令和6 年度介護報酬改定において、処遇改善関連加算の一本化を行うとともに、介護現場で働く方々にとって、令和6 年度に 2.5%、令和7 年度に 2.0%のベースアップにつながるよう加算率の引上げを実施。

○加えて、令和6 年度介護報酬改定において措置した処遇改善加算の更なる取得促進に向けた取得要件の弾力化を行うとともに、令和6 年度補正予算で措置した施策による生産性向上・職場環境改善等を通じて、更なる賃上げに向けた支援を実施。

(2) その他の国内人材確保対策

○処遇改善やICT等テクノロジーの活用に加えて、以下の取組を実施。

- 高齢者・女性の就業促進等を含む、介護分野の未経験者等の参入促進など、多様な人材の確保・育成の取組
- 介護福祉士修学資金貸付事業による介護福祉士養成施設に通う学生への学費等の支援
- 民間事業者によるイベントやSNS等を通じた介護職の魅力発信

(3) 安全衛生対策

○「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」の策定により、ハラスメントの予防・対応に取り組んでいる。

成　果

(1) について

令和6 年度介護従事者処遇状況等調査では、介護職員(月給・常勤の者)の平均給与額について、令和5 年度と令和6 年度を比較すると 4.3%(約1.4万円)増加している。

(2)(3) について

介護労働実態調査によると、令和3 年度から令和5 年度にかけて、介護職員(施設等)の高齢者・女性の割合がそれぞれ1.7%、4.0%増加しており、高齢者・女性の就業促進が図られている。

加えて、人材定着の観点から、介護分野における離職率は、令和元年度には15.4%であったが、令和5 年度には13.1%に減少した。

76

◇第 5 回(2025.7.7)

- 7 月 7 日、出入国在留管理庁は「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」を開催した。
- 今回は、前回示された受入れ対象分野の新たに追加する各分野について、育成就労制度における 1 年目から 3 年目までの育成イメージが示された。
- バス・タクシー事業においても離島・半島の自治体から交通網の維持確保が喫緊の課題であり、外国人運転者の受入条件の緩和措置を求める声が上がっていることをふまえ、バス・タクシー運転者に係る日本語能力要件(案)が示され、協議が行われた。

◇第 4 回(2025.6.11)

- 6 月 11 日、出入国在留管理庁は「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」を開催した。
- 会議では、特定技能制度及び育成就労制度の受入れ対象分野の詳細が示され、新たに追加する分

野として『リネンサプライ・物流倉庫・資源循環』、業務区分の追加を行う分野として『工業製品製造・鉄道』業務等の追加を行う分野として『工業製品製造・航空』、業務区分の切り分け等を行う分野として『自動車整備・飲食料品製造業』が示された。

- また、バス・タクシー運転者に係る日本語能力要件案が示され、協議が行われた。

2025 年春闘　回答集計結果

◇2025 春季生活闘争まとめ（2025.7.17）

- 7 月 17 日、連合は最終回答集計結果を踏まえて、「2025 春季生活闘争　まとめ」を公表し、2026 年春季生活闘争の方針議論に結び付けていくと示した。
- 主な内容は以下のとおり。

Ⅰ．評価

【1．全体的な受け止め】

〇2025 春季生活闘争では、2 年連続で定昇込み 5%台の賃上げが実現した。定昇除く賃上げ分は過年度物価上昇率を上回った。賃金・経済・物価を安定した巡航軌道に乗せる正念場であるとの認識のもと、企業の持続的成長、日本全体の生産性向上につながる「人への投資」の重要性について、中長期的視点を持って粘り強く真摯に労使交渉した結果である。新たなステージの定着に向け前進したと受け止める。

〇こうした結果に結びついた主な要因について、連合としてのマクロレベルの視点から整理しておく。

＜経済情勢＞

・物価が引き続き高止まりする中で、物価を上回る賃上げへの期待が大きかった。

・多くの産業・企業で人手不足が一段と強まった。

＜社会情勢＞

・中央における政労使の意見交換や地方版政労使会議などを通じ、賃上げと適正な価格転嫁の必要性について社会的機運が醸成できた。

・産業間や企業規模、雇用形態間などの格差についても注目度が高まり、連合が目安として掲げた「5%以上」など世間水準を意識した動きが強まった。

＜労使のコミュニケーション＞

・「未来づくり春闘」を積み重ねてきたことで、経済団体や中小企業団体との問題意識の共有が深化し、企業の労使間においても「人への投資」や継続的な賃上げの必要性について認識を深めることができたところが増えた。

＜運動面＞

・連合の闘争方針を受けて、幅広い産業で積極的な賃上げ要求作りが進んだ（2024 要求集計：全体 5.85%、中小 5.97%→2025 要求集計：全体 6.09%、中小 6.57%）。積極的な要求と粘り強い交渉が結果に結びついた。

・「みんなでつくろう！ 賃上げがあたりまえの社会」のスローガンを掲げ、アピール行動と積極的な情報発信を全国で展開し、賃上げの社会的機運の醸成や労働組合のない企業などへの波及にも努めた。

Ⅱ．課題

1. 「人への投資」と月例賃金の改善を中期的に継続することの重要性
2. 付加価値の適正分配と格差是正など「基盤強化」の取り組み
3. 賃金水準闘争の強化
4. 働き方の改善の取り組みについての相乗効果の発揮
5. 社会対話の推進や闘争の進め方など

◇第 7 回(最終)回答集計結果(2025.7.3)

- 7 月 3 日、連合は 2025 年春季生活闘争の第 7 回(最終)回答集計結果を公表した。
- 主な結果は以下のとおり。
  - 月例賃金改善（定昇維持含む）を要求した 5,599 組合中 5,475 組合が妥結済み（97.8%）。うち賃金改善分獲得が明らかな組合は 3,189 組合・58.2%で、比較可能な 2013 闘争以降では組合数・割合とも最も高い。
  - 平均賃金方式で回答を引き出した 5,162 組合の加重平均（規模計）は 16,356 円・5.25%と、昨年同時期を上回った（昨年同時期比 1,075 円増・0.15 ポイント増）。
  - 300 人未満の中小組合（3,677 組合）は、12,361 円・4.65%で、昨年同時期を上回っている。（同 1,003 円増・0.20 ポイント増）
  - 賃上げ分が明確にわかる 3,594 組合の賃上げ分は 11,727 円・3.70%（同 1,033 円増・0.14 ポイント増）であった。中小組合（2,285 組合）の賃上げ分は、9,468 円・3.49%（同 1,212 円増・0.33 ポイント増）となった。賃上げ分が明確にわかる組合の集計を開始した 2015 闘争以降の最終集計結果と比べ、最も高い。
  - 有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は、加重平均で、時給 66.98 円（同 4.28 円増）、昨年同時期を上回った。時給の引上げ率（概算）は 5.81%で、一般組合員（平均賃金方式）を上回っている。
  - 企業内最低賃金協定改定の回答額は着実に上昇している
  - すべての労働者の立場にたった「働き方」の改善やジェンダー平等・多様性の推進に向けても引き続き数多くの取り組みがなされている。

1. 賃上げ（月例賃金）

①平均賃金方式　（集計組合員数による加重平均）

平均賃金方式	2025回答（2025年7月3日公表） 集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計 額	定昇相当込み賃上げ計 率	昨年対比	2024回答（2024年7月3日公表） 集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計 額	定昇相当込み賃上げ計 率
	5,162 組合 2,962,661 人	16,356 円	5.25 %	1,075 円 0.15 ポイント	5,284 組合 2,933,902 人	15,281 円	5.10 %
300人未満 計	3,677 組合 348,833 人	12,361 円	4.65 %	1,003 円 0.20 ポイント	3,816 組合 359,093 人	11,358 円	4.45 %
～99人	2,246 組合 95,790 人	10,922 円	4.36 %	1,296 円 0.38 ポイント	2,333 組合 97,385 人	9,626 円	3.98 %
100～299人	1,431 組合 253,043 人	12,909 円	4.76 %	905 円 0.14 ポイント	1,483 組合 261,708 人	12,004 円	4.62 %
300人以上 計	1,485 組合 2,613,828 人	16,920 円	5.33 %	1,046 円 0.14 ポイント	1,468 組合 2,574,809 人	15,874 円	5.19 %
300～999人	984 組合 526,998 人	14,835 円	5.08 %	803 円 0.10 ポイント	979 組合 528,881 人	14,032 円	4.98 %
1,000人～	501 組合 2,086,830 人	17,451 円	5.39 %	1,089 円 0.15 ポイント	489 組合 2,045,928 人	16,362 円	5.24 %

※ 2025年と2024年で集計対象組合が異なるため、「定昇相当込み賃上げ計」の昨年対比は整合しない。

《参考》賃上げ分が明確に分かる組合の集計（加重平均）	2025回答（2025年7月3日公表） 集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計	賃上げ分	賃上げ分 昨年対比	2024回答（2024年7月3日公表） 集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計	賃上げ分
	3,594 組合 2,700,216 人	16,842 円 5.35 %	11,727 円 3.70 %	1,033 円 0.14 ポイント	3,639 組合 2,622,981 人	15,818 円 5.20 %	10,694 円 3.56 %
300人未満 計	2,285 組合 258,706 人	13,552 円 4.98 %	9,468 円 3.49 %	1,212 円 0.33 ポイント	2,357 組合 265,547 人	12,484 円 4.75 %	8,256 円 3.16 %
～99人	1,181 組合 60,402 人	12,304 円 4.72 %	8,485 円 3.27 %	1,295 円 0.41 ポイント	1,209 組合 60,202 人	11,125 円 4.39 %	7,190 円 2.86 %
100～299人	1,104 組合 198,304 人	13,924 円 5.06 %	9,768 円 3.56 %	1,200 円 0.32 ポイント	1,148 組合 205,345 人	12,871 円 4.85 %	8,568 円 3.24 %
300人以上 計	1,309 組合 2,441,510 人	17,203 円 5.38 %	11,967 円 3.72 %	998 円 0.12 ポイント	1,282 組合 2,357,434 人	16,218 円 5.25 %	10,969 円 3.60 %
300～999人	848 組合 459,333 人	15,428 円 5.25 %	10,879 円 3.71 %	948 円 0.18 ポイント	841 組合 459,089 人	14,588 円 5.14 %	9,931 円 3.53 %
1,000人～	461 組合 1,982,177 人	17,611 円 5.41 %	12,219 円 3.73 %	999 円 0.11 ポイント	441 組合 1,898,345 人	16,619 円 5.27 %	11,220 円 3.62 %

9. 予算

＜法改正等＞

令和 8 年度概算要求基準閣議了解（2025.8.8）

- 政府は、8 月 8 日に令和 8 年度予算の概算要求基準を閣議了解した。
- 年金･医療等の予算は、前年度当初予算額に自然増 4,000 億円を加算した範囲で要求することを認める。また、「骨太の方針 2025」に基づき、予算編成過程で高齢化による増加分に相当する伸びに、経済･物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算するとした。
- また、義務的経費のうち人件費については、人事院勧告を踏まえて予算編成過程で対応するとした。
- その他の経費については、前年度当初予算に相当する額の範囲内で要求した上で、物価高対策を含む重要政策の推進のため、その額に 100 分の 20 を乗じた額の範囲内で要求を認めるとした。

◇ 歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化。

◇ 要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しも踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映。

＊金額はＲ７予算（115.2 兆円）		Ｒ８概算要求基準
年金・医療等	36.2	自然増（＋0.40 兆円） 予算編成過程で、高齢化による増加分に相当する伸びに、経済・物価動向等を踏まえた対応（「基本方針 2025」）に相当する増加分を加算
防衛力整備計画対象経費	8.5	「防衛力整備計画」を踏まえて要求
裁量的経費	14.3	物価高対策を含む重要政策推進のため 20%要望可
義務的経費	9.2	人件費は人事院勧告を踏まえ予算編成過程で対応 その他、各経費ごとの義務的性格に基づき所要額を要求 経済センサスに必要な経費等の特殊要因を加減算
地方交付税交付金等	18.9	「経済・財政新生計画」との整合性に留意しつつ要求
国債費	28.2	

予算編成過程における検討事項

＊ いわゆる高校無償化、給食無償化及び０～２歳を含む幼児教育・保育の支援については、これまで積み重ねてきた各般の議論に基づき具体化を行い、予算編成過程において検討。

＊ 物価高対策を含む重要政策等については、必要に応じて、事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行い、予算編成過程において検討。

＊ 真に必要な財政需要に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって、その取扱いについては、予算編成過程において検討。

10. 災害対策

＜法改正等＞

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正（内閣府告示第 101 号）（2025.6.24）

- 6 月 24 日、内閣府は災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正について告示した。
- 本改正は、5 月に成立した災害対策基本法等の一部を改正する法律に伴い改正するもの。
- 今回の改正では、新たに「福祉サービスの提供」が下記のとおり規定された。

第七条

法第四条第一項第六号の福祉サービスの提供は、次の各号の定めるところにより行うこととする。

一　災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児、その他の者（以下、「災害時要配慮者」という）に対して、応急的に処置するものであること。

二　都道府県知事等又は災害発生市町村等の長からの要請を受けて行うものであること。

三　次の範囲内において行うこと。

イ　災害時要配慮者に関する情報の把握

ロ　災害時要配慮者からの相談対応

ハ　災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

二　災害時要配慮者の避難所への誘導

ホ　福祉避難所の設置（法第二条第二項に基づき設置する場合を除く。）

四　福祉サービスの提供のため支出できる費用は、全号イから二までの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、同号ホの場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器材の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所の設置費として当該地域における通常の実費とすること。

五　福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

- また、救助のための輸送費及び賃金等雇上費として支出できる範囲に「福祉サービスの提供」が追加されている。

第十四条

法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一　救助のための輸送費及び賃金職員雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

［イ～ハ略］

二　福祉サービスの提供

ホ　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

［へ～チ　略］

二　救助のため支出できる輸送費及び賃金職員雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

三　［略］

＜会　　議＞

中央防災会議

◇第 45 回（2025.7.1）

- 7 月 1 日、内閣府は第 45 回中央防災会議を開催した。

▶ 会議では、「防災基本計画の修正」「令和７年度総合防災訓練大綱」「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法関係」について説明・協議を行った後、原案のとおり決定された。

▶ 「防災基本計画の修正」では、５月に成立した災害対策基本法等の改正等をふまえ、「保健衛生、福祉、防疫、遺体対策に関する活動」において、新たに「福祉」が新設され、都道府県に福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努める旨の記載や、災害派遣福祉チーム（DWAT）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する旨の記載がされている。

防災基本計画修正（令和７年７月）の概要（案）　資料１

■防災基本計画
災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

主な修正項目

関連する法令の改正を踏まえた修正

＜災害対策基本法等の改正＞

○国による災害対応の強化
- 地方公共団体の要請を待たない、国の応援の実施
- 市町村から国に対する応急措置実施の要請
- 防災監の政府災害対策本部への参画

○被災者支援の充実
- 在宅・車中泊避難者へのDWAT派遣による福祉サービスの提供
- 広域避難時の避難元・避難先市町村間の情報連携
- 被災者援護協力団体の登録・データベース化、平時からの連携
- 地方公共団体による物資の備蓄状況の公表

○復旧・復興の迅速化
- 事前復興まちづくり計画策定等による復興事前準備の推進

＜道路法等の改正＞
- 道路啓開計画の策定・定期的な見直しの法定化

＜航空法等の改正＞
- 地方管理空港等の災害復旧工事等の国による代行

その他の最近の施策の進展等を踏まえた修正
- 災害時における船舶活用医療の提供
- 避難所でのこども・若者の居場所の確保
- 港湾における官民協働での高潮対策（協働防護）
- 広域に降り積もる火山灰への対策（住民の安全確保策等）の推進

＜岩手県大船渡市林野火災を踏まえた林野火災編の見直し＞
- 広報・啓発等を通じた林野火災の予防の強化
- 地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備

令和６年能登半島地震を踏まえた修正

○被災者支援の充実
- 避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化
- 協定・届出避難所に係る情報の事前把握
- キッチンカー・トレーラーハウス等の登録・データベース化
- 迅速なプッシュ型支援のための国の備蓄物資の分散備蓄

○保健医療福祉支援の体制・連携の強化
- 保健医療福祉活動チーム間の平時からの連携体制の構築
- 発災後速やかなDHEAT派遣、保健師等チームの充実・強化

○官民連携や人材育成の推進
- 国と全国域の災害中間支援組織（JVOAD）の連携
- 避難生活支援リーダー/サポーターの育成・確保、データベース化

○消防防災力の充実強化
- 消防団と多様な主体（自主防災組織・防災士等）の連携
- 津波浸水想定を勘案した消防体制の整備

○インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保
- 多様な主体と連携したTEC-FORCE支援活動の実施
- 上下水道一体での災害対応の実施（最優先復旧箇所の事前選定等）
- 災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保

○被災地における学びの確保
- 被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）による教職員等の派遣

○防災DXの加速
- 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）や新物資システム（B-PLo）の利活用促進、研修・訓練の実施
- 防災IoTシステムによる被災状況の迅速な共有
- 避難所開設時における全国共通避難所・避難場所IDの報告

▶ 石破総理大臣からは、「今回の『防災基本計画』の修正では、先の通常国会における災害対策基本法等の改正の内容や、能登半島地震の教訓を踏まえ、国による迅速な応援体制の確立、福祉サービスの提供など被災者支援の充実、災害NPOをはじめとする多様な主体との連携などについて、必要な事項を定めている。

令和７年度の「総合防災訓練大綱」においては、スフィア基準に沿って食事、トイレ、ベッドなどを提供する避難所運営や、自治体間における広域での応援・受援などの訓練に取り組むことを明記した。

南海トラフ地震の「防災対策推進基本計画」の見直しにおいては、「今後30年以内に80％程度」という差し迫った発生確率を踏まえ、地震や津波などによる直接的な被害を減らすための「命を守る」対策と、避難生活の中での健康状態の悪化などによる被害を防ぐための「命をつなぐ」対策について、概ね10年間で完遂するべき重点施策を具体的に定め、重点的なモニタリングを行う。

災害から一人でも多くの命を救うためには、国、自治体、企業、NPOなど、様々な主体が総力を結集して対策を進めることが重要。政府においては、人命・人権最優先の『防災立国』を実現してまいる。」との発言があった。

災害対応に係る保健医療福祉関係団体連絡会議

▶ ７月２日、厚生労働省は、「災害対応に係る保健医療福祉関係団体連絡会議」を開催した。

- 開催にあたり、福岡厚生労働大臣から、「能登半島地震の取り組みと政府の災害対応の検証や有識者会議の報告において、迅速な被災者支援のためには、関係機関、団体間の連携を強化すべきとの指摘がなされている。また、改正災害救助法で DWAT の活動範囲が避難所中心の対応から在宅、車中泊での避難する要配慮者への支援にも拡大されることとなった。このように関係機関の連携が求められるなか、今回、平時からの関係団体の連携強化に向けて具体的な対応の一環として関係団体が一堂に会する連絡会議を、初めて開催することとなった。これまでの対応を踏まえた今後の取り組み、意向をお話しいただける大変貴重な機会と考えている。厚生労働省としても報告いただいた内容を踏まえ、平時からの保健医療福祉の関係者の連携強化に取り組んでまいりたい。」と挨拶があった。
- 会議には、全国社会福祉協議会金井常務理事、全国社会福祉法人経営者協議会谷村副会長、全国救護施設協議会大西会長、全国身体障害者施設協議会白江会長、全国社会就労センター協議会叶会長を含む、45 団体が出席した。
- 会議では、厚生労働省からの説明の後、各団体(32 団体)から各団体における活動状況等の報告が行われた。

＜通知・公表＞

「災害時の福祉支援体制の整備について」一部改正（2025.6.24）

- 6 月 24 日、厚生労働省は通知「災害時の福祉支援体制の整備について」を発出した。
- 本通知は、災害時における緊急一時的な福祉支援体制の構築を一層推進するため、各都道府県が取り組むべき基本的な内容についてとりまとめた「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の改正および周知を図るもの。
- 本改正では、災害派遣福祉チーム(DWAT)を都道府県は発災後 72 時間以内に派遣調整する用規定している。また、活動範囲がこれまでの一般避難所から在宅・車中泊避難者等に拡大された。
- また、DWAT の活動内容について、要配慮者のアセスメントや相談支援などに加えて、新たに要配慮者情報の収集を追加した。

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果（2025.6.20）

- 6 月 20 日、内閣府及び消防庁は、市町村における避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況について、令和 7 年 4 月 1 日時点の結果を公表した。
- 主な結果は以下のとおり。

【避難行動要支援者名簿】

〇全市町村（団体）で作成済み

〇作成済団体のうち、平時からの名簿情報提供団体は、1,653 団体（94.9%）

〇名簿掲載者に占める、平時からの名簿情報提供者の割合は、40.1%

【個別避難計画】

〇個別避難計画を作成している団体は 1,691 団体、未作成の団体は前回調査(R6.4.1)141 団体(8.2%)から 50 団体（2.9%）と約 3 分の 1 となった。

〇作成している団体のうち、作成率*が 8 割を超えたのが 253 団体（14.5%）、6 割超～8 割以下が 102 団体（5.9%）、4 割超～6 割以下が 153 団体（8.8%）、2 割超～4 割以下が 263 団体（15.1%）2 割以下が 920 団体（52.8%）

〇昨年1年間で個別避難計画が作成された要支援者は 181,635 人であり、これまでに個別避難計画が作成された要支援者は合計 1,451,097 人となった。

＊作成率：「各市町村の避難行動要支援者名簿に係る避難行動要支援者の人数（人）」に占める「各市町村の個別避難計画が作成された避難行動要支援者の人数（人）」の割合

11. その他

＜通知・公表＞

令和 7 年版厚生労働白書公表（2025.7.29）

- 7 月 29 日、厚生労働省は令和 7 年厚生労働白書を公表した。
- 「厚生労働白書」は、厚生労働行政の現状や今後の見通しなどについて、広く国民に伝えることを目的にとりまとめるもの。
- その年ごとのテーマを設定している第1部では「次世代の主役となる若者の皆さんへ－変化する社会における社会保障・労働施策の役割を知る－」と題して、社会保障や労働施策の役割と方向性、若者の意識、施策を知る意義、社会保障教育や労働法教育の取り組みを紹介している。
- 主な概要は以下のとおり。

第１章　社会保障と労働施策の役割とこれから

- 社会保障や労働施策の役割について概観
- 人口減少・超高齢社会を迎える日本で今後求められるのが「全世代型社会保障」。「全世代型社会保障構築会議」の報告書の方向性に沿って、現状の課題をデータを元に整理し、望ましい社会に向けた今後の方向性を提示

※　若者にとって、社会の変化や社会保障・労働施策の今後の方向性を知ることは、「社会保障や労働施策を知ることの意義」を考える前提となる。

１．社会保障の役割

◆社会保障の始まりと主な制度の概要
◆なぜ社会保障が必要か

【ＭＥＭＯ】
・ 社会保障制度を支える仕組み
（給付と負担、社会保障と財政）

２．労働施策の役割

◆労働施策の始まりと主な施策の概要
◆なぜ労働施策が必要か

【ＭＥＭＯ】
・ 労働施策を支える仕組み
（都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワーク）

３．人口減少・超高齢社会とこれからの社会保障・労働施策

（１）「少子化・人口減少」の流れを変える

◆出生数と合計特殊出生率の推移、晩婚化、未婚の状況などについて紹介
◆子育て環境の整備、労働市場・雇用の在り方の見直しの重要性を説明

（２）「超高齢社会」に備える

◆高齢者・女性をとりまく状況、就業の多様化について紹介
◆中立的な社会保障制度の構築、女性や高齢者などの就労促進、全世代型対応の重要性を説明

（３）「地域の支え合い」を強める

◆地域の過疎化、地域のつながりの希薄化の状況などについて紹介
◆医療・介護・福祉などの包括的なケアの提供体制整備や地域共生社会の実現の重要性を説明

（４）まとめ

◆現在の社会状況に合わせて社会保障や労働施策の見直しが求められる
◆「全ての世代で社会保障を支え、社会保障は全ての世代を支える」という共通認識の下で制度を作り上げる必要

3

第２章　社会保障・労働施策に関する若者の意識と知ることの意義

- 高校生に対して行ったアンケート調査の結果などを通じ、社会保障や労働施策に関する若者の意識を概観
- 具体的な事例などを通じ、若者が社会保障や労働施策を知ることの意義を提示

１．若者の社会保障・労働施策に関する意識

（１）社会保障・労働施策への関心・理解

◆関心がある割合は、介護は４割強、福祉・公衆衛生は５割弱、医療・年金は６割前後、労働分野は８割前後
◆理解している割合は、いずれも５～６割　（参考①参照）

（２）社会保障教育・労働法教育の効果

◆社会保障教育や労働法教育を受けた経験がある場合には、社会保障や労働施策への関心度や理解度が高くなっている傾向（参考②参照）

２．社会保障や労働施策を知ることの意義

（１）ミクロの視点　～一人ひとりの社会生活上の課題解決に役立てる～

- 具体的な事例などを通じて考察

1 生活上の困り事の相談、解決ができるようになる
◆社会保障の仕組みや相談窓口を知ることの重要性
※自治体のヤングケアラー支援の取組み（参考③参照）

2 働いていてトラブルに巻き込まれたときに解決できる
◆働くときのルールを知ることの重要性
※「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン（参考③参照）

3 万が一のときの備えができる
◆生活上のリスクに対する備え/「わたしと年金」エッセイ
◆働くときのリスクに対する備え/通勤災害の事例

4 将来の自分を主体的に選択できる
◆女性の出産後の働き方別の世帯の生涯可処分所得試算の紹介
（出産後に正社員で就業継続した場合と退職した場合では約1.7億円の差）

（２）マクロの視点　～より良い社会づくりに主体的に関わる～

- 以下の４つの視点に基づいて考察

1 社会全体で支え合う仕組みの重要性を知る
◆予測・備えが不可能なリスクを社会全体で支える仕組みの必要性や意義を知る

2 国民一人ひとりで異なる「社会保障や労働施策への関わり方」を知る
◆個々人の立場の違いにより、直面する状況が異なることを理解し、社会の在り方への考えを深める

3 社会保障や労働施策の当事者として主体的に関わる
◆利用する当事者にとどまらず、制度を支える当事者として関わる

4 地域共生社会の当事者としての意識を養う
※地域共生社会の担い手として活躍する若者を紹介（参考③参照）

第３章　若者に社会保障や労働施策を知ってもらうための取組状況と方向性

- これまでの取組みの経緯や、現場においてどのような社会保障教育・労働法教育が実施されているかを紹介
- 今後の社会保障教育や労働法教育の取組みの方向性を提示

１．これまでの検討状況

◆有識者による検討会や現場の教員の意見も踏まえ、教材の開発などを実施（参考①参照）

２．現場における取組状況

- 具体的な事例は参考②参照

社会保障教育の取組み

- 厚生労働省が作成したストーリー教材などを使用した、高校における授業の取組み

1 「公共」の授業における取組み（社会保障教育）
◆主に、制度の在り方などマクロ的視点からのアプローチで学習

2 「家庭基礎」の授業における取組み（社会保障教育）
◆主に、自身の生活を起点に社会へ視野を広げるミクロ的視点からの学習

労働法教育の取組み

- 厚生労働省やハローワークなどによる高校や大学などへの講師派遣（セミナー）の取組み

3 働く前に必要な基礎的知識を身につける「労働条件セミナー」
◆講師を派遣して、アルバイト中・就職予定の学生・生徒向けにセミナーを実施

4 過労死のご遺族や弁護士による啓発授業
◆「過労死」などに関する問題の社会的関心の高まりを受け、過労死のご遺族や弁護士による啓発授業の実施

5 ハローワーク職員などによる職業意識の形成支援
◆学校在学中の早期段階から職業意識が形成されるよう支援

民間の取組み

6 全国社会保険労務士会連合会における取組み
◆労働・社会保険分野の専門家である社会保険労務士が、社会貢献への取組みの一環で、学校における社会保障教育・労働法教育を実施
◆そのほか、企業の新入社員研修や地域における研修会など様々な場で取組みを実施

３．今後の方向性

◆①学校教育や金融経済教育との連携、②社会保障教育と労働法教育の相互連携、③本省と地方支分部局の連携　の推進
◆社会の変化とともに社会保障や労働施策のニーズは変化。どのような制度を選び取るか次世代を担う若者と一緒に不断に考えていく必要

2024（令和６）年 国民生活基礎調査の結果公表（2025.7.4）

- 7 月 4 日、厚生労働省は 2024（令和 6 年） 国民生活基礎調査の結果を公表した。
- 国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得などの国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画、立案に必要な基礎資料を得ることを目的に、1986（昭和 61）年を初年として 3 年ごとに大規模な調査を、その間の各年は調査事項と対象世帯の少ない簡易な調査を実施している。（2024（令和 6 年）は簡易な調査の実施年）
- 主な調査のポイントは以下のとおり。

１ 世帯の状況

・単独世帯は 1,899 万 5 千世帯<2023（令和 5）年調査：1,849 万 5 千世帯>、全世帯の 34.6%<同：34.0%>と世帯数、割合とも過去最高

・高齢者世帯は 1,720 万 7 千世帯<同：1,656 万世帯>、全世帯の 31.4%<同：30.4%>と世帯数、割合とも過去最高

・児童のいる世帯は 907 万 4 千世帯<同：983 万 5 千世帯>、全世帯の 16.6%<同：18.1%>と世帯数、割合とも過去最少

２ 所得等の状況

・1世帯当たり平均所得金額は 536 万円<同：524 万 2 千円>と増加

・生活意識が「苦しい」とした世帯は、依然として約 6 割

政策委員会構成組織一覧

都道府県･指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国地域包括･在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

◇通巻「第 77 号」No.2 Ver.2◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会
作成・発行：政策企画部

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策企画部
〒100-8980　東京都千代田区霞が関 3-3-2　新霞が関ビル
TEL.03-3581-7889　FAX.03-3580-5721
ホームページ：http://zseisaku.net/